



ゼロカーボンシティ
北区 ▶ 2050



北区環境活動レポート 令和6年度版

対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

発行日: 令和7年 11 月12日
東京都北区

目 次

1	北区の概要	1
1.1	北区の地勢	1
1.2	事業所及び代表者	1
1.3	人口及び世帯数	1
1.4	事業規模	1
2	環境活動の取組方針	2
2.1	経緯	2
2.2	実施体制	4
2.3	環境経営方針	5
2.4	環境活動の概要	14
3	環境活動目標、環境活動計画とその実績	21
3.1	環境活動目標	21
3.2	環境活動計画	22
3.3	取組結果とその評価	22
3.4	職員環境研修	38
3.5	環境マネジメントシステム内部監査の実施	38
4	目標達成に向けた北区役所の取組み	39
4.1	各課で設定した環境経営目標の達成状況	39
4.2	自らの事業活動に伴う環境負荷削減のための取組み	40
4.3	地域の環境の保全・創造に向けた取組み	42
5	環境コミュニケーション	47
6	区の事務事業にかかわる不適合の有無	47
7	区長による環境マネジメントシステムの評価と見直し	48
7.1	前回の見直し指示への取組結果	48
7.2	令和5年度取組結果の評価	48
7.3	今後の対応事項の指示	49

1 北区の概要

1.1 北区の地勢

北区は、東京都の北部に位置し、荒川を境として埼玉県（川口市・戸田市）と接するとともに、東側は足立区、荒川区と、南側は文京区、豊島区と、西側は板橋区と隣接しています。面積は20.61k m²、人口は約36万人です。河川が多く、北から東へ荒川・新河岸川・隅田川が流れています。区の中央部を石神井川が西から東に横断し、東端で隅田川と合流しています。

JRや地下鉄、都電が区内を走り、都心へのアクセスが良い立地環境で、江戸時代から桜の名所として有名な飛鳥山公園や音無親水公園をはじめ、区のシンボルである桜が見られる場所がいくつもある自然あふれるまちです。

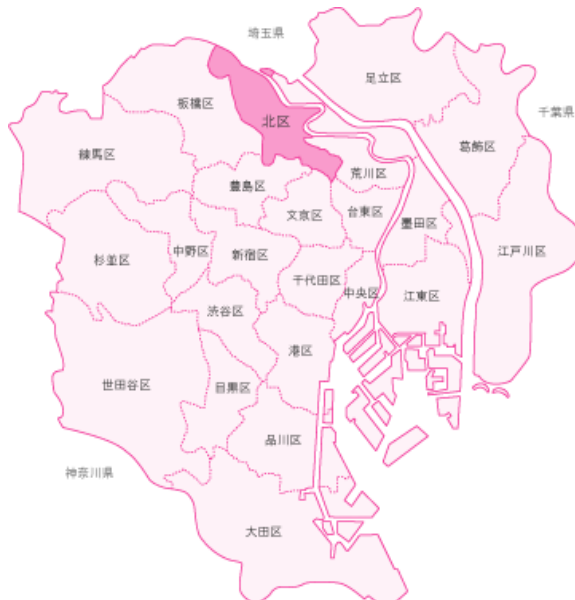


図1 北区の位置

1.2 事業所及び代表者

- (1) 事業所名 : 東京都北区役所
- (2) 代表者氏名 : 北区長 山田 加奈子（令和5年4月27日就任）
- (3) 所在地 : 東京都北区王子本町 1-15-22

1.3 人口及び世帯数

世帯数	213,199 世帯
総人口	363,789 人
男	180,901 人
女	182,888 人

（令和7年4月1日現在）

1.4 事業規模

① 一般会計規模の推移(単位:千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	194,849,330	178,978,046	187,441,159	210,739,026	194,700,197
決算	185,093,740	166,000,365	177,328,275	200,805,482	184,240,381

※一般会計最終予算・決算額

出典：予算執行の実績報告

② 職員数の推移(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員	2,969	2,977	2,968	2,989	3,010

※職員数には再任用を含む。(各年度4月1日現在)

出典：北区行政資料集（令和6年度版）

2 環境活動の取組方針

2.1 経緯

北区は、区民・事業者・区が一体となって環境保全に取り組んでいます。平成 6 年度に北区快適環境基本計画を策定し、快適環境の創造と環境改善に取り組んできました。平成 17 年度には、拡大・深刻化していく環境問題に対応するため、北区環境基本計画と、区民・事業者・民間団体・区が果たすべき役割を示した北区環境行動・配慮指針を策定しました。策定後 10 年目を迎えた平成 26 年度は、北区をとりまく環境が大きく変化している状況を踏まえ、北区環境基本計画 2015 を策定しました。一方、区域の地球温暖化対策の推進を目的として、北区地球温暖化対策地域推進計画を平成 19 年度に策定し、平成 29 年度には第 2 次計画（平成 30（2018）～令和 9（2027）年度）として引継ぎました。そして、令和 3 年度には脱炭素社会への移行に取り組むため、北区ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。そのような状況の中、令和 4 年度には環境をめぐる社会の動きや環境基本計画 2015 の見直し・課題などを踏まえて、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を包含した計画として、北区環境基本計画 2023 を策定しました。

平成 7 年 3 月	北区快適環境基本計画 策定
平成 17 年 6 月	北区環境基本計画、北区環境行動・配慮指針 策定
平成 20 年 3 月	北区地球温暖化対策地域推進計画 策定
平成 27 年 1 月	北区環境基本計画 2015 策定
平成 30 年 3 月	第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画 策定
令和 3 年 6 月	北区ゼロカーボンシティ宣言 表明
令和 5 年 2 月	北区環境基本計画 2023 策定

北区役所では、自ら環境配慮に率先して取り組むため、平成 14 年度から ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始させ、これを平成 21 年度にはエコアクション 21 に移行し、環境活動を推進しています。また、平成 14 年度に区役所の地球温暖化対策推進のため、北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「実行計画」という。）を策定しました。その後定期的に計画を改定し、現在は北区役所ゼロカーボン実行計画（令和 5（2023）～令和 9（2027）年度）のもと、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、達成状況を点検しています。

平成 9 年	北区役所快適環境行動配慮計画 策定
平成 14 年 6 月	北区役所地球温暖化対策実行計画（第 1 次） 策定
平成 14 年 12 月	ISO14001 認証取得
平成 17 年 6 月	第 2 次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
平成 21 年 3 月	第 3 次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
平成 21 年 5 月	エコアクション 21 認証取得（ISO14001 から移行）
平成 25 年 3 月	第 4 次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
平成 30 年 3 月	第 5 次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定
令和 5 年 2 月	北区役所ゼロカーボン実行計画 策定
令和 5 年 5 月	エコアクション 21 認証更新

平成20年度、エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）が改正されました。より詳細なエネルギー使用量の把握と「年平均1%のエネルギー消費原単位の削減」が義務となっています。

省エネ法は平成25年度に改正され、電気需要の平準化の推進等が追加されました。これにより北区役所も電力需要ピーク時間帯の電力使用量の抑制が求められました。そして、令和4年度にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に改正され、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化が求められています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）は令和5年度に改正され、地球温暖化係数が更新されました。また、都市ガスの算定においても、電気と同様に事業者別係数が導入されました。

平成20年5月	省エネ法 改正（事業者単位の省エネルギー推進等）
平成21年3月	東京都環境確保条例 改正
平成25年5月	省エネ法 改正（電気需要の平準化の推進等）
令和4年5月	省エネ法 改正（非化石エネルギーへの転換等）
令和5年12月	温対法 改正（排出係数の見直し等）

※表中に記載している年月日は、改正法の成立年月日です。

2.2 実施体制

北区環境基本計画等を着実に実行し、「持続可能な社会」の実現を図るために、図2に示す体制で環境マネジメントシステムを推進しています。

原則として、北区環境経営マニュアルに定められた組織体制に従い、北区役所が実施する全ての事務事業を対象とします。指定管理者が管理運営する施設（北とぴあ、元気ぷらざ、保育園等の322施設（令和7年4月1日現在））については、区の要請に基づき、施設のエネルギー使用量、廃棄物排出量等の情報及び省エネ法等で区が報告義務のある環境関連情報を報告するとともに、北区環境経営マニュアルの取組みに準拠した取組みを行うものとします。

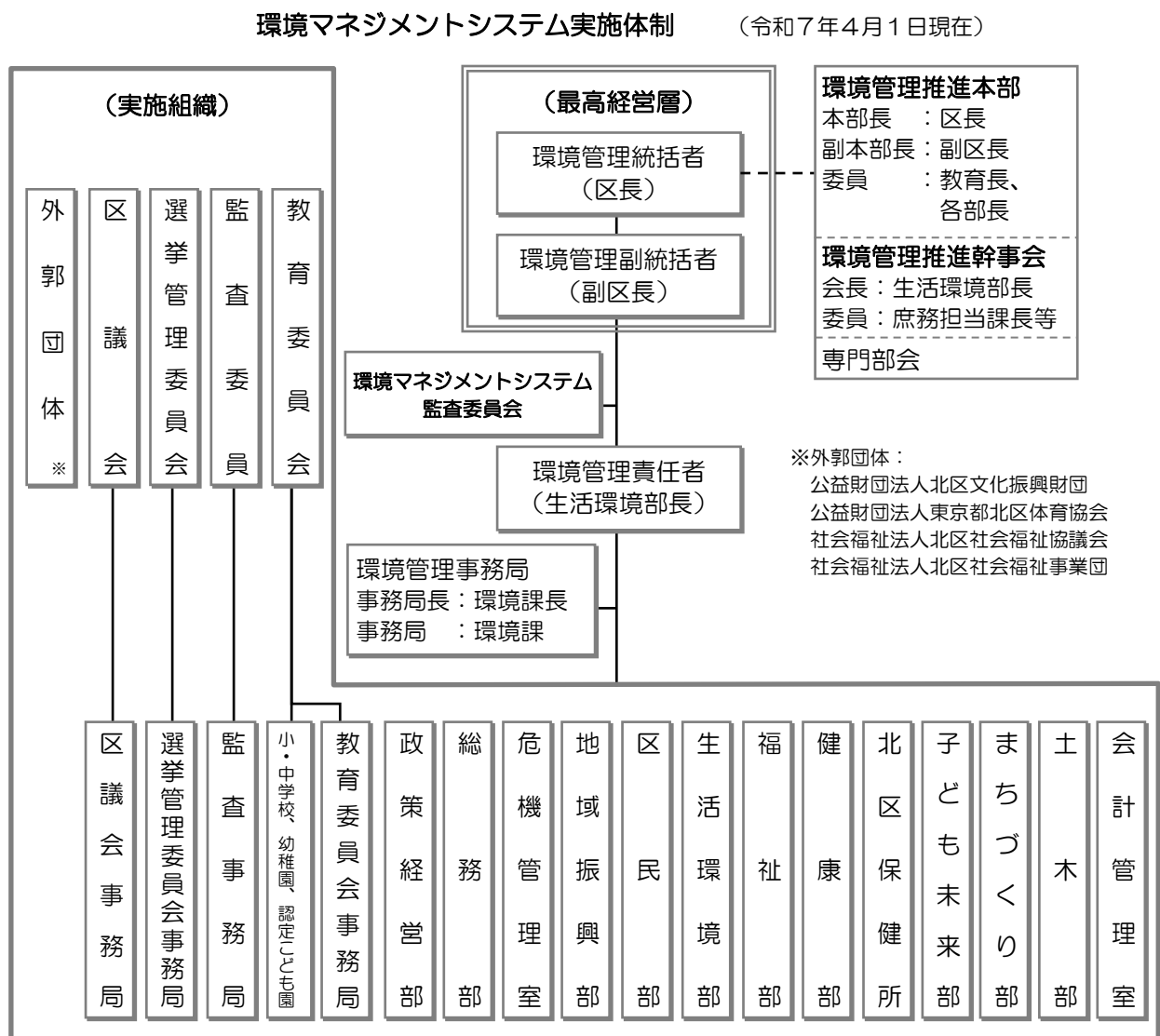


図2 環境マネジメントシステム実施体制

2.3 環境経営方針

自らの事務事業における環境負荷を削減するための取組みなど、エコアクション 21 を組織的に進めるため、区長が定めた環境経営方針（2.3.1 のとおり）をもとに、各部署の業務特性を踏まえた部署ごとの環境経営方針を 2.3.2～6 のとおり策定しました。

2.3.1 北区役所の環境経営方針

環境経営方針

北区は、環境の保全と創造を推進する主体として、地域及び地球全体の環境問題に率先して取り組みます。

事業活動を行うときは、環境関連法規を遵守し、計画から執行、事業終了にいたる全ての段階において、環境への負荷を最小限に抑え、温室効果ガスの削減並びに環境汚染の防止を図ります。

また、区民や地域・事業者等と連携・協働し、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組み、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な社会を目指します。

1. 全ての組織及び職員の参加のもと、環境意識の向上を図り、区民や地域・事業者等の模範となるよう努めます。

事務事業における環境経営目標を定め、継続的な改善及び点検・評価を行うことで、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

2. 地球温暖化対策として省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進し、北区の脱炭素化を図ります。

気候変動の影響による被害から区民生活や自然環境を守るための施策を展開します。

未来へつなぐ持続可能なごみゼロのまちを目指して、3R（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の構築を図ります。

生物多様性保全、地球環境保全など、多様な機能を有する質の高い緑づくりを推進するとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

3. 環境経営方針及び環境マネジメントシステム活動、身近な環境から地球環境の保全・創造にいたる北区の様々な取組みの結果を公表します。

令和5年4月27日

東京都北区長

やまだ 加奈子

2.3.2 各部局の環境経営方針

○政策経営部
職員一人ひとりが環境への負荷が少ない持続可能な「環境先進都市北区」を構築していくため、各課において環境目標を定め、定期的な確認・評価を行いながら、継続的改善に努める。
職場での取り組みとして、常に省資源・省エネルギーを意識して業務を遂行する。
日常生活においては、環境に配慮した行動を率先して実行する。
○総務部
環境関係法令に基づき、保有施設や物品等の適切な管理を行う。
日常の業務活動において、環境に配慮した取り組みを推進する。
業務が効率的に行えるよう、執務環境を改善する。
○危機管理室
危機管理室の全職員が、常日頃から環境保護への高い意識を持ち、業務遂行の中で環境に配慮した行動を行えるようにする。
○地域振興部
事業活動における省資源・省エネルギーを推進する。
事業者の省資源・省エネルギーと環境経営に対する取り組みを支援する。
温室効果ガス（CO ₂ ）の排出目標値及び削減率に対して全力で取り組む。
○区民部
業務の効率化・効果化により紙使用量の削減や時間外勤務の短縮等を推進し、環境への負荷を軽減する。
区税や保険料等の納付について、口座振替納付制度の利用拡大に取り組む等により期限内納付を促進し、督促状の発行送付件数等を削減する。
住民記録、税、国保等の電算システムについて、円滑な改修・運用により、時間外業務量を最小限にとどめる。
○生活環境部
環境施策を推進する部署として、職員のみならず、区民や事業者に対し、環境に関する情報発信を推進し、一人ひとりの環境意識の向上と、持続可能な環境共創都市の実現を目指す。
緑の保全と創出、省資源、省エネルギーを推進し、地球温暖化対策を積極的に実施する。
廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の構築を進める。
○福祉部
環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、福祉部各課で環境目標を立て、取組状況の定期的な確認と評価を行う。
日常業務活動における取り組みとして、各課は省資源・省エネルギー・資源循環の実践を徹底する。
福祉行政の推進における取り組みとして、環境と調和した活動を行うとの視点を持ち、福祉施策の立案と執行に努める。
関係する高齢者施設・障害者施設（指定管理者が管理運営する施設を含む）に対し、省資源・省エネルギー・資源循環の実践の呼びかけを行う。
○健康部
区民の健康づくりに関わる事業活動及び安全で健康的な生活環境を構築するための事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷が少ない持続可能な社会を目指す。

○北区保健所
区民の健康づくりに関わる事業活動及び安全で健康的な生活環境を構築するための事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷が少ない持続可能な社会を目指す。
○まちづくり部
緑空間の創出による快適な地域環境を構築する。
都市基盤整備促進により環境負荷を軽減する。
区民の生活環境の向上を目指した住環境整備を行う。
環境負荷軽減を目指した事務を執行する。
○土木部
CO ₂ 削減や温度抑制効果のある緑や水辺空間を保全・創出し、自然を守り育てながら適切な地域環境の構築を推進します。
LED照明やEV車両等、環境に配慮した技術・製品を積極的に活用し、都市環境を改善します。
工事や施設管理において、建設廃材のリサイクルや工期短縮、環境に配慮した管理運営に努め、循環型社会の構築を推進します。
職員一人ひとりが節電等の省エネやペーパーレス化、自転車や公共交通機関の利用等に努め、環境行動を推進します。
○会計管理室
物品管理の総括をする部署として、不用品の売却、再利用について各課へ助言を行う。
不用品の売却や、修理可能なものは修理して再利用することにより、廃棄物の減少に努める。
○教育振興部
「教育先進都市 北区」の実現を図る中で、環境に負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築に向け、あらゆる世代が省エネルギー・環境保全等の課題に対して適切な判断と行動がとれるよう、素養の育成を学校教育、生涯学習を通して進める。
○子ども未来部
保育園、児童館、子ども家庭支援センター等の利用者に対して、環境学習やリサイクル活動の実施を通じて、家庭で身近にできる環境活動を啓発していく。
職員一人ひとりが日常的に省資源・省エネルギーを強く意識しながら業務を遂行する。
遊具、絵本、資機材等は出来る限り共有化・再利用するなど資源を有効活用していくとともに、物品調達にあたってはグリーン購入法に配慮して環境製品の購入に努めるほか、ごみの分別を推進してごみ排出量を抑制するなど、環境に配慮した取組みを率先して実行する。
○監査事務局
監査資料の見直し（不要な資料の削減や必要最小限の印刷部数の徹底）やペーパーレス会議の推進によりコピー用紙の使用枚数を削減する。
こまめな消灯により電気使用量を削減する。
物品を購入する際のグリーン調達を徹底する。
○選挙管理委員会事務局
選挙執行に供する資材は、できる限り再生品を使用し、廃棄物の再資源化を推奨する。
局内の事務執行時には、省エネルギー化に取り組む。
局内職員一人ひとりに環境方針を浸透させ、環境問題意識を高めていく。
○区議会事務局
資料作成等における紙の使用量の維持・削減を図り、省資源化に努める。

2.3.3 小学校の環境経営方針

○王子小学校
EMS 推進員を中心に、学校全体（教職員・児童・保護者）で環境教育や環境保全活動に取り組む、設定した目標を達成することで環境を守る。
○王子第一小学校
課題を自分事として捉え、すすんで解決しようとする児童の育成を図る。課題を自分事として捉え、すすんで取り組む児童をめざし、SDGs の達成に向けても取り組んでいく。
○王子第二小学校
人の生活によって自然環境に及ぼす影響について学び、改善策を具体的に考える。
現在置かれている地球の自然環境に思いを巡らし、自らの生き方を考え、実践できるようにする。
身の回りの動植物とのかかわりから、自然環境への親しみや理解を深め、生活の中で実践していく。
○王子第三小学校
資源の節約、リサイクルを推進する。
給食指導と食育を推進する。
環境学習を推進する。
○王子第五小学校
文章提案、資料作成等における連絡調整、伝達周知の方法を紙ベースに頼らず、紙の使用量削減を進める。
職員・児童の一人一人が省資源、省エネルギーを意識して活動を行う。
物品購入を必要最低限に抑制し、購入の際はグリーン購入に努める。
○豊川小学校
学年に応じた体験的な環境教育を実施することで、児童の環境保全や資源の有効活用に対する意識の向上や実践的態度を養う。
環境教育を実践する指導者として、資源の有効活用、省エネルギーを推進する実践を行う。
○堀船小学校
資料作成等における内容の精査や印刷方法の工夫及び北コンを活用し、紙使用量のさらなる削減と意識向上を図る。
○柳田小学校
教職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して節電、節水、リサイクル等に努める。
北区観光ボランティアの方々から学ぶ地域学習や通学路の清掃活動等を通して、一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。
身の回りや地域、社会全体へと視野が広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。
○東十条小学校
全学年の児童にそれぞれの発達段階に応じた環境問題や環境保持・改善などに関心をもたせ、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。
児童、教員ともに一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して生活できるようにする。

○としま若葉小学校
持続可能な循環型社会の構築を進めていくにあたり、次の2つのことに学校全体で計画的に取り組む。
1 事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組
2 環境教育の推進を軸とする地域の環境保全に向けた取組
○十条小学校
一人一人の児童・教職員が環境問題に関心をもち、自分にできる地球に優しい生活・活動をしようと努力する。
各学年の発達段階や実態に応じた環境学習に取り組む。(体験学習等)
○赤羽小学校
全児童、学年に応じた環境教育を実施し、環境保全や資源の有効活用など、地球環境についての現状や今後の課題についての理解を深めさせ、省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進しようとする実践力を育成する。
環境教育を実践する指導者として、資源の有効活用、省エネルギーを推進する実践を養うとともに、北区の脱炭素化の実現を目指し、循環型社会の構築を図るために校内における取組みに尽力する。
○岩淵小学校
教材作成、配布物作成時に印刷方法を工夫し、必要部数に応じた印刷数とするよう努める。
教職員一人ひとりが日常の省資源・省エネルギーを意識して業務を行えるようにする。
物品購入の際は、グリーン購入を推進する。
○なでしこ小学校
SDGs の理念に基づき、各教科等の指導内容をカリキュラムマネジメントの視点で捉え直し、児童の発達段階や実態に即した環境学習に取り組む。
身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。
本校のエネルギー消費の実態等、一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。
○第四岩淵小学校
電気使用量を前年比より下回るようにエコ対策を立てる。最低昨年度使用量を超えないように心がけ、削減を目指す。
全校または、学年に応じた環境教育に取り組み、児童の環境保全に対する意識や実践力を高めていく。
○梅木小学校
全校児童が校内外で環境教育を積極的に実施する。環境・自然への関心を高め、省エネ・エコ・SDGs の意識や習慣を身に付ける。
○桐ヶ丘郷小学校
EMS 推進員を中心として設定した目標値を達成するために、学校の全教育活動(教職員・児童による美化委員会・保護者による環境委員会)を通して環境保全活動や環境教育に主体的に取り組む。
○袋小学校
3R を徹底し、省資源、省エネルギーに努める。
グリーン購入を推進する。
SDGs による環境学習、ビオトープを生かした緑の保全と生物多様性の保全を行う。

○八幡小学校
身近な環境について考えながら、全児童が全ての教科、領域の授業で、環境に関する意識を高められるような環境学習に取り組み、全教職員とともに自分たちができる環境に優しい実践に取り組んでいく。
○浮間小学校
一人一人の児童・教職員が環境問題に関心をもち、自分にできる地球に優しい生活・活動をしようと努力する。
自然環境に関心をもち、自ら進んでよりよい環境をつくり出そうとする児童の育成を図る。
○西浮間小学校
年間を通した栽培活動を通し、環境教育を実施し、環境への意識を高める。
教職員、児童が無駄な資源やエネルギーを使用しない意識を醸成し、紙使用量の削減に努める。
食育に関連した教育活動の充実を図り、食品ロス防止に努める。
○赤羽台西小学校
環境保全についての理解を深め、日常的に実践できる児童の育成を図る。
○西が丘小学校
資料作成等における印刷方法を工夫したり、ICTを活用したりして紙の使用量を削減する。
職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して業務を行えるようにする。
物品を購入する際には、グリーン購入の推進に努める。
○滝野川小学校
「環境経営方針の改定」及び「北区環境基本計画2024」に則り、SDGsの取り組みを全校的に行う。
持続可能な社会を目指した環境教育の実践を通して、児童が環境に目を向け、環境問題に関心をもてるようにする。
経験や学習から得た知識・技能をもとに、自分にできることに主体的に取り組もうとする実践的な態度を育む。
環境教育を実践する指導者の立場から、省エネルギーの推進、資源の有効活用を率先して行う。
○滝野川第二小学校
「た」「き」「に」で、自分たちでできる環境への取り組みを実践する。
「た」ゆまず 環境学習を行う。
「き」まり（ルール）を守り リサイクル・リユースに努める。
「に」こやかに 環境に対する意識を高める。
○滝野川第三小学校
資料作成における印刷方法を見直し、紙使用量を削減する。
教職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識して節電、節水、リサイクル等に努める。
物品を購入する際は、グリーン購入の推進に努める。
一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活できるように指導する。
○滝野川第四小学校
教育施設として児童の安全・安心を確保、必要性を考慮しながら、エネルギーや資源の節約等に取り組み、よりよい環境づくりを目指す。
環境、自然への関心や省エネ、エコの意識や習慣を身に付けることができるよう環境教育に積極的に取り組む。

○滝野川第五小学校
身の回りの動植物との関わりから、自然環境への親しみや理解を深め、生活の中で環境教育を実践していく。
二酸化炭素の排出量や電気使用量、ガス使用量・水道使用量が平成30年度実績を上回らないこと、また、紙類のごみの減量に努める。
環境問題や環境保持・改善等に関心をもち、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。
電気や水道について、エネルギーや自然環境を意識しながら活用する。
○西ヶ原小学校
本校の教育目標に照らし合わせ、環境について考え、その保持について努力することを基本とする。その際、発達段階に応じて、全児童が環境について意識し、取り組めるようにする。低学年では、ごみの分別を中心に、中学年では、環境保全を中心に、高学年では、省エネルギーや3Rを中心に環境への取組みを推進させていく。
○谷端小学校
教職員の中からEMS推進委員を選出し、児童・保護者が一体となる計画的な活動とする。
カリキュラムマネジメントを行う中で、通常の教科学習の際に、環境保全活動を意識して活動を立案、実施していく。
普段の生活から省資源・省エネルギーを意識して節電・節水に努めたり、学習指導においてエネルギーについての関心を高めたりすることで、環境保全の意識を育てる。
○田端小学校
環境問題やSDGs等について、関心をもち環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。
各教科等で生き物や資源を大切にしていこうとする豊かな心の育成を図る。
資源等を有効活用し、ECOな取組を継続して行っていく。
○滝野川もみじ小学校
各学年の児童の発達段階や実態に即した環境学習に取り組む。
身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。
一人一人の児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。

2.3.4 中学校の環境経営方針

○王子桜中学校
生徒会や園芸ボランティア部が中心となり、環境に関する体験的な活動（ボランティア活動）を推進し、自然や環境を大切にする心を育み、さらに自ら率先して環境を守り、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育てる。
○十条富士見中学校
全校生徒、教職員により環境学習を推進する。
ごみ分別に取組み、CO ₂ 排出量の削減に努める。
CO ₂ 排出量の削減を図るため、節電や節水を呼びかけ、意識を高める。
○明桜中学校
校内外の美化活動やボランティア活動等、生徒の自発的・自治的な活動を推進することにより、地域社会の一員としての自覚や実践力を養うとともに自己有用感を育み、環境美化に努める生徒を育成し、潤いのある学校や地域づくりに努める。
環境問題やSDGs等に関心をもち、自ら進んで環境問題について考える生徒の育成を図る。

○堀船中学校
環境教育の指導計画に基づき、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等を通して、環境教育を実施する。
環境教育を通して、環境に対する生徒の意識向上を図るとともに、主体的に環境保全に取り組む態度を育成する。
○稲付中学校
環境学習を通して、環境問題を科学的にとらえ、環境保全に主体的に取り組む態度や能力を育成する。
○赤羽岩淵中学校
全校生徒及び、全校教職員の資源節約とリサイクル、リユース等の意識を高め、エコ活動に積極的に参加する。日常生活でも生活必需品の使用について意識する。また、食生活においても、食物・食糧のありがたさを意識しながら頂くことを推進する。
全校生徒及び、全校教職員が節電、節空調、節水について、日頃から意識するとともに、自発的に活動する環境学習を展開する。
環境問題やSDGs（持続可能な開発目標）に関する項目の学習を実施し、理解を深めることで、自ら環境問題の解決を図ろうとする生徒を育成する。
○桐ヶ丘中学校
教育活動全般を通し、資源には限りがあることを自覚し、節約の意識を高め、環境教育により身に付けた知識を実践できる人材を育成する。
職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギーを意識し、業務を行う。
○神谷中学校
生徒に対して、環境学習を積極的に行い、環境に対する危機意識を高める。
職員一人一人が省エネルギー・省資源の意識をもって校務にあたる。
電気使用量や紙の使用量の削減に努め、グリーン購入の推進に努める。
○浮間中学校
地球規模で環境問題を考え、実践する生徒の育成を目指す。
全校生徒および全教職員の資源節約とリサイクルの意識を高め、エコ活動に積極的に参加する。
ペットボトルキャップ回収運動や使用済み歯ブラシの回収運動、節電の呼びかけなどを通して生徒が自発的に活動する環境学習を推進する。
○田端中学校
全校生徒、教職員により環境学習を推進する。
CO ₂ 削減を図るため、節電、節水等を担任を通じて呼びかけ、教室等に掲示する。
廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の構築を進める。
○滝野川紅葉中学校
教職員自らが、生徒たちの模範となるように環境に配慮した行動をすることを心がける。
職場の取組みとして、全ての教職員が常に省資源、省エネルギーを意識して仕事をするようにしていく。
○飛鳥中学校
教職員一人一人が省エネルギー、省資源を日頃から意識して業務を行う。
教材、資料作成、保護者通知等における方法を工夫し、校務パソコンやタブレットを活用し、紙使用量を削減する。
物品購入の際は、グリーン購入推進に努める。
校舎をリノベーションしたので、30年先を見とおして、大切に使うことを徹底する。

2.3.5 義務教育学校の環境方針

○都の北学園
各種使用量（ガス・水道）を学校規模感の近い「西浮間小学校の令和5年度使用量」（以下、令和5年度とする）と同等となるように節約を心がけ、無理のない範囲で5%削減を目指す。
人がいない部屋の冷暖房は切ることやこまめな消灯の実施等により、節電に対する意識を高めていく。
第5学年を中心に環境教育に取り組み、エコに対する意識を高めていく。

2.3.6 幼稚園・認定こども園の環境経営方針

○じゅうじょうなかはら幼稚園
発達段階に応じて、幼児が自ら取り組める環境教育を推進し、身近な環境保全に対する心情や態度を育む。
省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に努める。
○うめのき幼稚園
全園児に環境教育を実施し、環境への関心や省エネルギーの意識・習慣を身に付けるとともに、保護者への周知を図る。
○たきさん幼稚園
幼児が自ら取り組める環境教育を推進し、保護者への周知を図る。
園全体で省資源・省エネルギーを推進し、限りある資源を大切に、地球温暖化防止に努める。
○さくらだこども園
日常の生活や遊びの中での環境教育を通して、リサイクルの必要性への関心を高め、幼児一人一人が環境に対する意識をもち、行動できるようにしていく。

2.3.7 区が出資する団体の環境経営方針

○公益財団法人 北区文化振興財団
事業活動における省資源・省エネルギーを推進する。
事業者の省資源・省エネルギーと環境経営に対する取組みを支援する。
温室効果ガス(CO ₂)の排出目標値及び削減率に対して全力で取り組む。
○公益財団法人 東京都北区体育協会
北区の環境経営方針・ゼロカーボン実行計画を踏まえ、環境負荷の軽減に努める。
○社会福祉法人 北区社会福祉協議会
資料作成等における印刷方法を工夫し、紙使用量を削減する。
職員一人一人が日頃から省資源、省エネルギー、リサイクルを意識して取り組む。
○社会福祉法人 北区社会福祉事業団
環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、環境目標を立て取組状況の定期的な確認と評価を行う。
日常業務活動における取組みとして、各部署は省エネルギーの実践を徹底する。
福祉行政の推進における取組みとして、地球温暖化防止等の視点に立った事業運営の立案と執行に努める。
関係する高齢者・障害者施設に対し、省資源・省エネルギーの実践の呼びかけを行う。

2.4 環境活動の概要

北区は、地球温暖化をはじめとする環境問題に取り組む行政計画を策定し、事業を推進しています。図3で示す計画体系の中の主な計画について以下に概要を記載します。

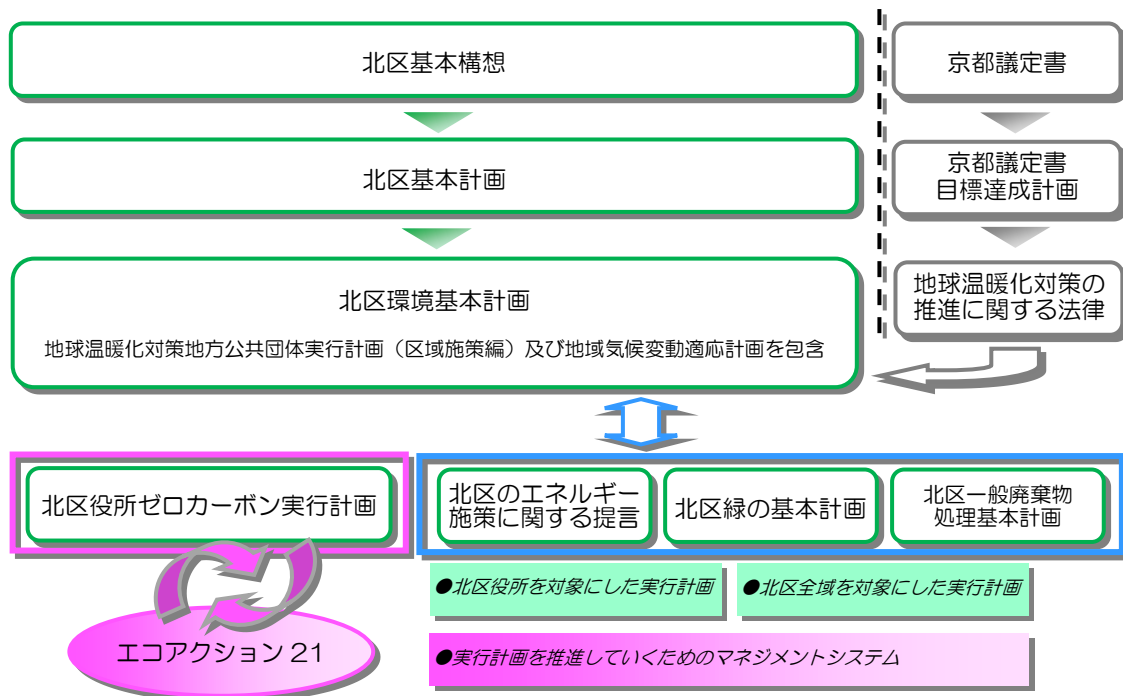


図3 各計画の位置づけ

2.4.1 北区環境基本計画 2023

「北区環境基本計画 2015」の策定から 8 年が経過し、その間、国際的な地球温暖化対策の枠組となる「パリ協定」や国連サミットでの「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じており、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。北区でも令和 3（2021）年 6 月、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向け、「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

気候危機時代において持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくため、区としてもこれら環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応する必要があることから、令和 5（2023）年 2 月に「北区環境基本計画 2023」を策定しました。

① 計画の目的・位置づけ

環境基本法第 7 条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例第 9 条に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、温対法第 21 条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」のほか、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含しています。

② 計画の期間

令和 5（2023）年度を初年度とし、令和 14（2032）年度を目標年度とします。

令和 9（2027）年度には、区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

③ 目標とする環境像

目標とする環境像を「一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～」としました。すべての区民、事業者及び区が協働し、誇りと愛着を持って環境活動やまちづくりに取り組むことのできる仕組みが整っている「活力ある持続可能な北区」、限らない恵みをもたらしてくれる環境を守り育み、いつまでも平穏に過ごしたいという一人ひとりの願いが実現できる「安全・安心で快適に暮らせる北区」を目指します。

④ 取組みの方向性

目標とする環境像を実現するため、『脱炭素、気候変動への適応』『安全・安心、快適』『資源循環』『自然・みどり、生物多様性』『環境施策の基盤づくり』の5つの分野に応じた基本目標と、これを実行するための11の基本施策を定めています。

目標とする環境像 一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～		
基本目標	基本施策	区の実施
脱炭素、気候変動への適応 基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち	(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】 (2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進 ① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進
安全・安心、快適 基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち	(3) 安全・安心な生活環境の確保 (4) 快適なまちづくりの推進	① 環境汚染対策の推進 ② 身近な環境問題に関する取組みの推進 ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進 ① まちの美化 ② 良好な景観形成の推進
資源循環 基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち	(5) 資源循環型システムの推進 (6) ごみの適正処理の推進	① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発 ① 収集運搬体制の充実 ② 安定的な処理体制の維持
自然・みどり、生物多様性 基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち	(7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全 (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり	① 良好な環境を形成する緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全 ① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用
環境施策の基盤づくり 基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち	(9) 環境に配慮した行動の実践 (10) 環境教育・環境学習の推進 (11) パートナーシップによる環境活動の推進	① 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換 ② 環境経営の推進 ① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充 ① パートナーシップによる環境保全活動の充実 ② 環境に関する情報受発信の充実

図4 北区環境基本計画2023の方向性

2.4.2 自らの環境負荷を低減するための取組み

① エコオフィス活動

北区役所では、地球温暖化対策実行計画や、エコアクション 21 の PDCA サイクルに基づき、エコオフィス活動を進めています。

・北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

北区役所では、実行計画をもとに、区役所全体の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、毎年、達成状況を点検しています。

第 5 次実行計画（平成 30（2018）～令和 4（2022）年度）では、令和 4（2022）年度までに区が所有する施設における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 15%削減する目標を設定しています。

そして、ゼロカーボンシティの実現に向け、北区役所の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減を推進するため、第 5 次実行計画を引き継ぐものとして、新たに「北区役所ゼロカーボン実行計画」を令和 5（2023）年 2 月に策定しました。

・エコアクション 21

北区役所は、平成 14 年度に ISO14001 を認証取得し、その後環境省が推奨するエコアクション 21 に環境マネジメントシステムを移行し、平成 21 年 5 月 14 日付けで認証・登録しました。

エコアクション 21 は PDCA サイクルに基づく環境マネジメントシステムです。業種別ガイドラインが用意されており、北区役所では地方公共団体向けガイドラインに基づき環境活動を推進しています。認証取得事業者は、定期的に外部審査を受けて客観的に取組みの評価を受けており、北区役所においても年に一度受審し、取組内容の点検・評価を行っています。

② 庁舎や施設の適正管理

北区役所では、環境に配慮した庁有車の導入推進や、公共施設等の省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の利用促進等、庁舎や施設の適正管理を行っています。

- ◇公共施設の省エネルギー化・エネルギー利用の効率化を図っていくほか、新築・改修等の際には、再生可能エネルギーの導入拡大や ZEB 化を検討するなど、環境に配慮した区有施設の整備を推進しています。
- ◇市場の動向や業務に適合する代替可能な電動車の有無等を勘案しながら、環境に配慮した庁有車の導入推進を図っています。
- ◇環境に配慮された電力として、再エネ電力を計画的に公共施設に導入していきます。さらに、企業や地方と連携した再エネ電力の調達を推進していきます。

③ 公共事業の実施における環境配慮

北区役所では、緑化や生物多様性の保全等、公共事業の実施において環境に配慮しています。

- ◇公共施設をはじめ住宅や民間施設における屋上緑化や緑のカーテン、高反射率塗料の活用など、ヒートアイランド対策の技術導入を推進しています。
- ◇崖線周辺における土地開発等の際には、崖線との一体的な緑化を促進するとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行っています。
- ◇暑熱対策の推進として、公共施設をはじめとするクールスポットの創出のほか、歩道における街路樹整備による緑陰形成など、快適な歩行空間の創出を図っています。また、施設利用時やイベント時などで、積極的な熱中症予防に関する普及啓発を行っています。

2.4.3 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

① 脱炭素社会への取組み(省エネルギー・再生可能エネルギー)

北区では、地球温暖化対策地域推進計画や、北区ゼロカーボンシティ宣言等に基づき、脱炭素社会への取組みを進めています。

・北区地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策地域推進計画とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が定める計画です。区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制などの総合的かつ計画的な施策を策定します。

北区の自然的社会的条件を考慮し、平成20年3月に本計画を策定し、平成30年3月に第2次計画に改定しました。本計画は、区民、事業者、行政(区)などそれぞれの主体が、地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的としています。

令和5(2023)年2月には、「北区ゼロカーボンシティ宣言」や環境をめぐる社会の動きを踏まえ、本計画を包含した計画として、「北区環境基本計画2023」を策定しました。

・北区ゼロカーボンシティ宣言

「北区環境基本計画2015」、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」等に基づき、北区では地球温暖化対策に取り組んできましたが、「脱炭素社会の実現」に向けた動きが加速する中、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、持続可能な社会を未来の世代に引き継ぐため、令和5年2月に「北区環境基本計画2023」を策定しました。

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区民や地域、事業者と一体となり「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつなぐため、北区は脱炭素社会への移行に全力で取り組みます。

② 循環型社会への取組み(資源化促進と廃棄物の発生抑制)

北区では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会形成に取り組んでいます。

・北区一般廃棄物処理基本計画

北区では、より一層のごみ減量や資源化促進、適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、令和7年度から令和16年度を計画期間とした「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」を策定しています。

「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づいて定められる計画であり、「生ごみの減量の推進・食品ロス削減の推進」や「プラスチックの資源循環の促進」等を新たな重点事業として掲げ、「ごみゼロの未来に向け、みんなでつくる資源循環のまち」の基本理念のもと区民・事業者・区の三者の協働による脱炭素社会・資源循環型社会の実現を目指します。

本計画では、特にごみ減量に効果の高い2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再利用))の取組みを評価するため、ごみ減量の数値目標として、令和16年度に区民1人1日あたりのごみ総排出量79g減量(令和5年度比)及びごみ排出量78g減量(令和5年度比)を設定しています。

③ 自然共生社会への取組み

北区では、緑の基本計画に基づき自然共生社会への取組みを進めています。

・北区緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、地方公共団体が策定する計画で、都市公園の整備・管理の方針や、樹林地などの緑地の保全、緑化の推進に関するマスタープランとなるものです。北区では、昭和59年に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和60年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。昭和62年には、同条例に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」として「北区緑の基本計画」を策定し、平成12年3月に、都市緑地法の改正を踏まえて内容をさらに見直す改定を行いました。また、平成22年3月には「第3次緑の基本計画」において、生物多様性など新たな課題に取り組むための基本指針を示しました。

そして、「北区緑の基本計画 2020」(令和2年3月)では、緑の質の向上等に着眼し、従来の取組みを継承しながら、緑の視点を踏まえたまちづくりを進めていくこととしています。

加えて、生物多様性の保全・回復等に関する取組みを明確にすることにより、本計画内に生物多様性戦略を位置づけています。

④ 環境教育の普及・啓発等の取組み

北区では、より多くの区民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、環境教育の普及・啓発等を推進しています。

- ◇「北区環境大学」事業として、環境問題を自ら考え行動する力を養うことを目的として、幼児とその家族、小学生、中高生、大学、社会人など、それぞれの年代に応じた講座を開催しています。
- ◇「みどりと環境の情報館（愛称:エコベルデ）」で、区民のみどりへの関心高揚を目的とした園芸や自然に関する講座等を開催しています。
- ◇「自然情報ふれあい館」で区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるための講座等を開催しています。
- ◇地域において環境活動や環境教育を実践し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成する「環境学習リーダー養成講座」、中高生を対象にした「ジュニア環境リーダー養成講座」を実施しています。
- ◇ワンドを活用した自然観察講座や区内の生きものの学習講座などを通じて、生物多様性の重要性を普及啓発しています。
- ◇次世代における環境問題解決の担い手となる子どもたちが、環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、学習用端末等の ICT を活用しながら、SDGs につながる環境教育を推進しています。
- ◇北区環境ポータルサイトでは、身近な環境問題について知る、学ぶことのできる小学生向けコンテンツ等を通じて、効果的な情報発信に取り組んでいます。
- ◇座学や工作などを通して、遊んで楽しみながら、環境やエコについての理解を深めることができる小学生を対象とした「きた eco 道場」を開催しています。
- ◇区内に在住、在学の小学校 5・6 年生を対象に、群馬県中之条町および北海道清水町での森林整備体験学習事業を実施しています。
- ◇ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラル向上を図る啓発を行うとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みを実施しています。

3 環境活動目標、環境活動計画とその実績

3.1 環境活動目標

3.1.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所ゼロカーボン実行計画では、令和5～9年度における温室効果ガスの数値目標を平成25年度比で42%削減させることを目標とし、温室効果ガス排出量の中期目標を令和12年度までに平成25年度比で51%削減させることを目標としています。その他にも、表1のとおり区役所全体における環境活動目標値を定めており、自らの事業活動に伴う環境負荷を低減させるよう努力して取り組んでいます。

エコアクション21の取組みを組織的に進めるため、部署ごとの業務特性を踏まえ、各部署の環境経営方針を定めるとともに、各課においても目標を設定し、自らの事業活動に伴う環境負荷を低減させるよう努めています。

表1 区役所全体における環境活動目標（令和5(2023)～令和9(2027)年度）

取組項目	項目	単位	平成25年度 (基準年度) 実績値 ^{*3)}	令和9年度 2027年度 目標	令和9年度 2027年度 数値目標
温室効果ガス排出量 ^{*1)}	温室効果ガス総排出量 (基礎排出係数) ^{*2)}	t-CO ₂	27,192	基準年度比△42%	15,771
電気使用量	使用量	kWh	39,617,795	基準年度比△5%	37,636,905
再エネ電力導入割合	導入割合	%	—	—	37.5
ガス使用量	使用量 (都市ガス及びLPG)	m ³	3,125,459	基準年度比△3%	3,031,695
エネルギー使用量 ^{*3)}	電気及びガス使用量 (エネルギー換算)	GJ	533,432	基準年度比△4%	512,095
	消費原単位 (延床面積あたり)	MJ/m ²	318		305
公用車	燃料使用量合計	GJ	6,585	基準年度比△33%	4,412
	公用車1台あたりの 燃料使用量	GJ/台	38.3		25.7
水道使用量	使用量合計	m ³	975,245	基準年度比△20%	780,196
	消費原単位 (延床面積あたり)	m ³ /m ²	0.58		0.46
公共下水道への排水量	排水量合計	m ³	999,716	基準年度比△20%	799,773
	消費原単位 (延床面積あたり)	m ³ /m ²	0.60		0.48
用紙類の購入量	購入量	枚	36,074,044	令和3(2021)年度 実績値から増加し ない	46,138,442
廃棄物排出量	可燃ごみ	kg	1,107,395		1,110,716
	不燃ごみ	kg	199,864		194,883

※公園・倉庫・駐輪場等も、目標の対象に含んでいます。

※化学物質については、学校教育（理科の実験）や、保健所（試験検査）に関する使用が主であり、削減目標にそぐわないため目標設定はしていません。

^{*1)} 電気及び都市ガスの使用にかかる温室効果ガス排出量は、ゼロカーボン実行計画に基づき、当該年度の基礎排出係数（非化石電源調整済み）にて算定しています。

^{*2)} 基礎排出係数とは、電気及び都市ガスの使用に伴うCO₂排出量を求める際に使う係数の一つです。電気においては、電気事業者が供給した電気を発電する際に排出されたCO₂排出量を、販売した電力量で割った値です。都市ガスにおいては、都市ガス事業者が供給したガスを燃焼することにより排出されるCO₂排出量から、都市ガスの原料として使用されたバイオガスの燃焼によるCO₂排出量を控除した量を、販売したガス量で割った値です。

^{*3)} 基準年度の温室効果ガス総排出量実績値は、第5次実行計画策定にあたり当該年度の電気の実排出係数を用いて再計算したため、公表値と異なります。

3.1.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

令和 5 年 2 月に、北区は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策をまとめた「北区地球温暖化対策地域推進計画」を包含した「北区環境基本計画 2023」を策定しました。本計画は、区民、事業者と一体となって、温室効果ガス排出量の削減により一層取り組むことで、将来的に脱炭素社会を実現することを目的としています。

本計画では、温室効果ガス排出量を令和 12 年度までに平成 25 年度比で 50%削減させることを目標としています。

3.2 環境活動計画

3.2.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所では、自らの環境負荷を低減させるための取組みに係る目標を達成するため、次の活動計画を定めています。

計画名称	期間
第 5 次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成 30～令和 4 年度
北区役所ゼロカーボン実行計画 （第 6 次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	令和 5～9 年度

3.2.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

また、地域環境の保全・創造、循環型社会形成、自然共生社会形成への取組目標を達成するため、次の活動計画を定めています。

計画名称	期間
第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画	平成 30～令和 9 年度
北区緑の基本計画 2020	令和 2～11 年度
北区地球温暖化対策地域推進計画 （北区環境基本計画 2023 に包含）	令和 5～14 年度
北区一般廃棄物処理基本計画 2025	令和 7～16 年度

3.3 取組結果とその評価

3.3.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所における数値目標とそれに対する過去 2 ヶ年の実績値について、表 2 に温室効果ガス総排出量を、表 3 に電気、都市ガス等の使用量を示します。

表 2 のとおり、令和 6 年度の温室効果ガス総排出量は、数値目標を達成できませんでした。

温室効果ガス総排出量の内訳は、電気使用量に伴う排出量が最も多く、電気と都市ガスの使用に起因する排出量が総排出量の 95%以上を占めています（図 5）。

表2 北区役所全体における環境活動目標に対する実績値（令和6年度）

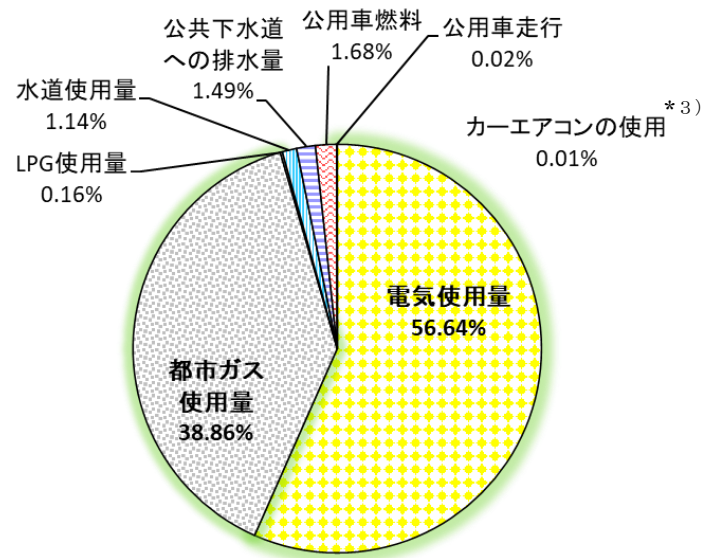
（凡例：◎...目標を達成した △...目標未達成）

取組項目	数値目標 ^{*1)} (平成25年度比42%削減)	単位	令和5年度	令和6年度		
			実績値 ^{*2)}	実績値 ^{*2,*3)}	目標比	評価
温室効果ガス総排出量 (基礎排出係数)	15,771	t-CO ₂	20,370	18,524	17.5%増	△

*1) ゼロカーボン実行計画期間（平成5（2023）～令和9（2027）年度）の数値目標です。

*2) CO₂、CH₄、N₂O、HFCの排出量を二酸化炭素換算した値の合計値です。電気・ガス・水道の使用、公用車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量は、表4に示す排出係数を乗じて求めています。

*3) 当実績値にカーボン・オフセットによる相殺（令和6年度J-クレジット購入：清水町375t-CO₂）は含まれていません。



*3) 公用車走行に伴うCH₄、N₂Oの排出量を指します。

※ 四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。

図5 温室効果ガス総排出量の内訳（令和6年度）

環境項目（16項目）のうち、前年度と比較して14項目は改善しているものの、環境活動目標（令和9年度）を達成しているのは下記5項目でした（詳細は表3参照）。令和6年度は、温室効果ガス総排出量は数値目標を上回り目標を達成しておらず、電気使用量、都市ガス使用量についても数値目標を達成していません。

なお、二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数は表4に示すとおりです。

○令和6年度 環境活動目標達成項目
・エネルギー使用量（電気及びガス使用量・消費原単位）
・公共下水道への排水量（排水量合計・消費原単位）
・用紙類の購入量

表3 北区役所全体における環境活動目標に対する実績値（令和5～6年度）

（凡例：◎…目標を達成した △…目標未達成）

取組項目		数値目標	単位	実績値				評価
				令和 5 年度		令和 6 年度		
温室効果ガス総排出量		15, 771	t-CO ₂	20, 370		18, 524		△
J-クレジット*1)分を差し引いた総排出量				-		18, 149		△
電気使用量 *2)		37, 636, 905	kWh	40, 276, 572		40, 009, 403		△
再エネ電力導入割合		37. 5	%	5. 6		6. 4		△
ガス使用量 *2)	都市ガス使用量	3, 031, 695*3)	m ³	(合算値)	3, 497, 486	(合算値)	3, 511, 620	△
	LP ガス使用量		m ³	3, 499, 526	2, 039	3, 516, 173	4, 553	
エネルギー使用量	電気及びガス使用量 [エネルギー換算] *4)	512, 095	GJ	559, 171		505, 209		◎
	消費原単位 *4) [延床面積あたり]	305	MJ/㎡	313		282		◎
公用車	燃料使用量合計	4, 412	GJ	4, 607		4, 511		△
	公用車 1 台あたりの 燃料使用量	25. 7	GJ/台	32. 0		31. 6		△
水道使用量	使用量合計	780, 196	m ³	859, 448		842, 612		△
	消費原単位 *5) [延床面積あたり]	0. 46	m ³ /㎡	0. 48		0. 47		△
公共下水道への 排水量	排水量合計	799, 773	m ³	837, 807		776, 096		◎
	消費原単位 *6) [延床面積あたり]	0. 48	m ³ /㎡	0. 47		0. 43		◎
用紙類の購入量		46, 138, 442	枚	44, 327, 180		41, 050, 720		◎*7)
廃棄物排出量	可燃ごみ	1, 110, 716	kg	1, 098, 045		1, 117, 949		△
	不燃ごみ	194, 883	kg	238, 982		221, 431		△

^{*1)} 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をJクレジットとして認証しており、温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスの埋め合わせをします。

^{*2)} 省エネ法等で求められているエネルギー算出範囲の数値を掲載しています。

^{*3)} 北区役所ゼロカーボン実行計画では都市ガスとLPガスを合わせた数値目標を掲載しています。

^{*4)} 消費原単位 (MJ/m²) = 電気及びガス使用量[エネルギー換算] (GJ) × 1,000 ÷ 延床面積 (m²)

^{*5)} 消費原単位 (m³/m²) = 水道使用量 (m³) ÷ 延床面積 (m²)

^{*6)} 消費原単位 (m³/m²) = 下水道排水量 (m³) ÷ 延床面積 (m²)

^{*7)} 北区役所ゼロカーボン地球温暖化対策実行計画では、コピー用紙の数値目標を掲げているため、評価はコピー用紙の数値目標と実績値を比較しています。

表 4 二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数 *1) *2)

活動項目			令和 5 年度		令和 6 年度			単位
			基礎 排出係数	調整後 排出係数	(参考) 未調整 排出係数	基礎*3) 排出係数	調整後 排出係数	
二酸化炭素 (CO ₂)	電気 使用量	東京電力エナジー パートナー(株)	0.457	0.390	(0.475)	0.431	0.431	kg-CO ₂ /kWh
		東京エコサービス (株)	0.070	0.080	(0.070)	0.018	0.018	
		(株)エネット	0.405	0.000	(0.417)	0.000	0.000	
		リエスパワー(株)	—	—	(0.446)	0.000	0.000	
		東京ガス (株)	0.387	0.373	(0.413)	0.335	0.335	
		エネサーブ(株)	0.258	0.503	(0.283)	0.987	0.987	
		ゼロワットパワー (株)	0.036	0.000	(0.011)	0.000	0.000	
		(株)UPDATER	0.151	0.353	(0.146)	0.306	0.306	
		(株)地域創生ホール ディングス	0.484	0.477	(0.429)	0.377	0.377	
		(株)中之条パワー	0.273	0.000	(0.200)	0.000	0.000	
		しろくま電力 (株)	—	—	(0.477)	0.399	0.399	
	(株) JTB コミュニ ケーションデザイン	—	—	(0.429)	0.429	0.429		
	都市ガス使用量		2.05		2.05			kg-CO ₂ /m ³
	LP ガス使用量 *4)		6.6			kg-CO ₂ /m ³		
	水道使用量 *5)		0.200		0.250			kg-CO ₂ /m ³
	公共下水道への排水量 *5)		0.450		0.400			kg-CO ₂ /m ³
	燃料	ガソリン使用量	2.32			kg-CO ₂ /ℓ		
CNG 使用量		2.16			kg-CO ₂ /m ³			
LPG 使用量 *4)		1.59			kg-CO ₂ /ℓ			
軽油使用量		2.58			kg-CO ₂ /ℓ			

*1) 排出係数及び地球温暖化係数は、以下の出典の数値を用いています。

- ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和 7 年 3 月)(環境省)
- ・「地方公共団体実行計画(事務事業編) 策定・実施マニュアル(算定手法編) Ver2.0」(令和 7 年 3 月)(環境省)

*2) 再生可能エネルギー100%電力の排出係数は 0.000kg-CO₂/kWh となります。

*3) 基礎排出係数(非化石電源調整済み)を使用しています。

*4) LP ガスの組成及び単位換算は、日本 LP ガス協会「重量から体積への換算係数」を使用しています。

LP ガス(混合比率プロパン 7 : ブタン 3) 重量(kg) = 1,000/458(kg/m³) × LPG 体積(m³)

*5) 「地球温暖化対策報告書制度」(東京都)における係数を使用しています。

① 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量は基礎排出係数で算出すると、約 1,852 万 kg-CO₂ で前年度から 9.1%減少となり、環境活動目標達成まで 275 万 kg-CO₂ (17.5%) 削減が必要です。ゼロカーボン実行計画の基準年度（平成 25 年度）排出量比では、31.9%減となり、中期目標達成に向け前進する結果となりました。なお、カーボン・オフセットによる相殺（令和 6 年度 J-クレジット購入：清水町 375t-CO₂）後の温室効果ガス排出量は約 1,815 万 kg-CO₂ です（図 6）。

中期目標の達成に向けて、エネルギー使用量の把握や省エネにつながる日常的な取組みを進めていきます。

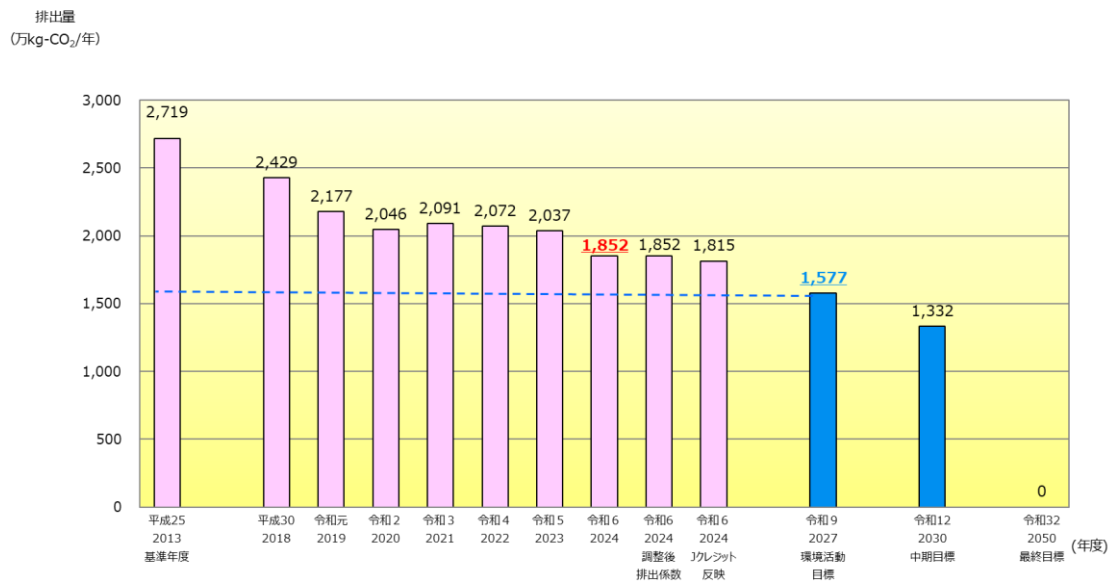


図 6 温室効果ガス総排出量の推移

※調整後排出係数は基礎排出係数（非化石電源調整済み）に再エネ由来以外の J-クレジットや JCM クレジット（二国間クレジット制度）を反映させた係数になります。

② 電気使用量

電気使用量は約4,001万kWhで、前年度から0.1%減少しました。環境活動目標達成まで237万kWh（6.3%）削減が必要です（図7）。部局別の使用割合は図8のとおりです。

ゼロカーボン実行計画では、令和12年度までに、区有施設で調達する電力の60%を再生可能エネルギー100%電力（以下「再エネ電力」という。）へ切替えるという目標を立てていますが、令和6年度時点では、再エネ電力の割合は6.4%に留まっています。

前年度からの減少要因としては、公園灯や街路灯にLEDを導入したこと、また滝野川会館や区民センターなどの区有施設に高効率の空調設備を導入したことが挙げられます。

一方で、平均気温の上昇など気候変動に伴って空調設備を導入した那須高原学園、堀船中学校の複合施設新築工事に伴う仮移転先（旧桜田小学校）での電気使用量が増加しています。

電気使用量は温室効果ガス総排出量に影響を与えるため、より一層の電気使用量削減に取り組むとともに、再エネ電力や省エネ・再エネ機器の導入・検討を進めていきます。

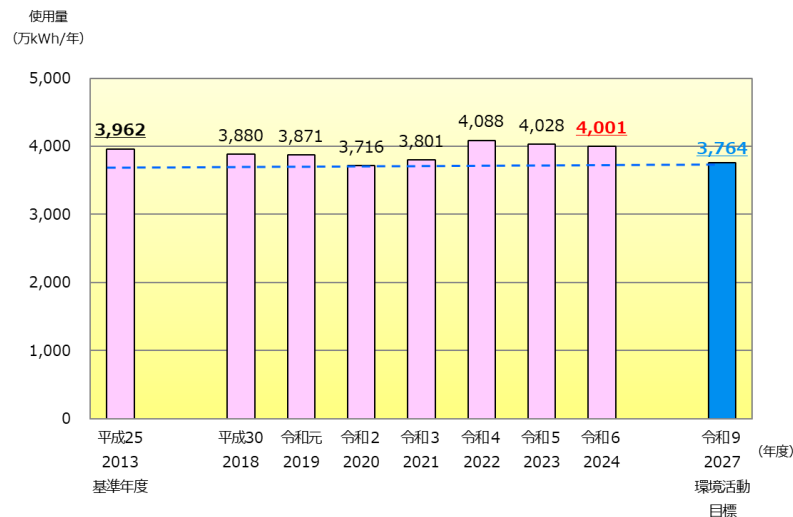


図7 電気使用量の推移

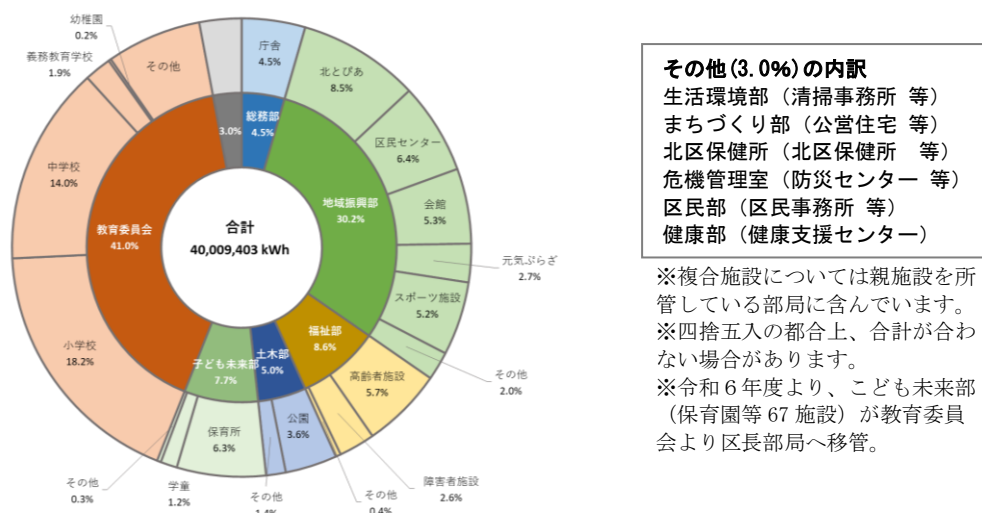


図8 電気使用割合（部局別）

③ ガス使用量

ガス使用量は前年度より0.4%増の約351万 m^3 となり、環境活動目標達成にはあと48.0万 m^3 （13.8%）削減が必要です（図9）。部局別の使用割合は図10のとおりです。

前年度からの増加要因としては、滝野川第四小学校などの校舎リノベーション工事の影響により、野外での活動が制限され、体育館など屋内施設の利用時間が増加したことが挙げられます。これに伴い、空調設備の使用頻度が高まりました。また、前年度に新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴う北とぴあなどの区民施設の利用者増加、さらに平均気温の上昇など気候変動による影響で、学校や福祉施設などの空調設備使用時期が長期化したことも増加要因に挙げられます。

一方で、高効率の空調設備を導入したことにより、滝野川会館や区民センターなどの区有施設でガス使用量削減を達成した事例もあります。ガス使用量は厳しい暑さ・冷え込みといった気象条件にも左右されますが、目標値の達成に向けて、省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの活用など、更なる取組みに努めてまいります。

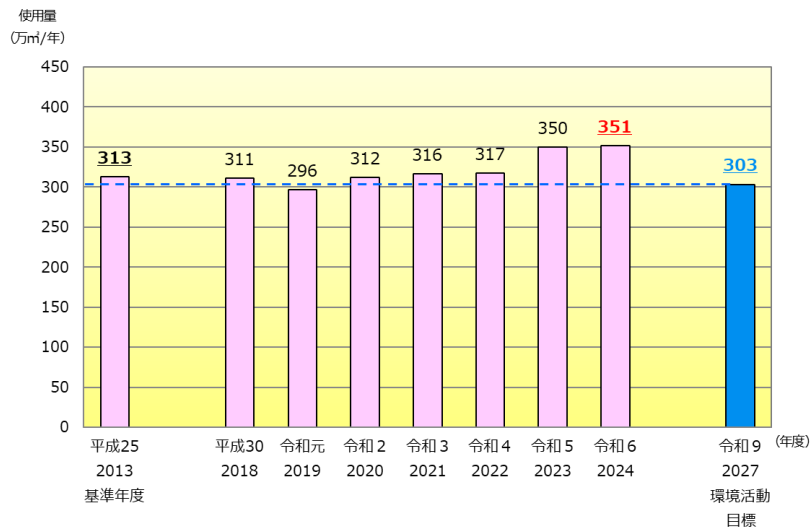
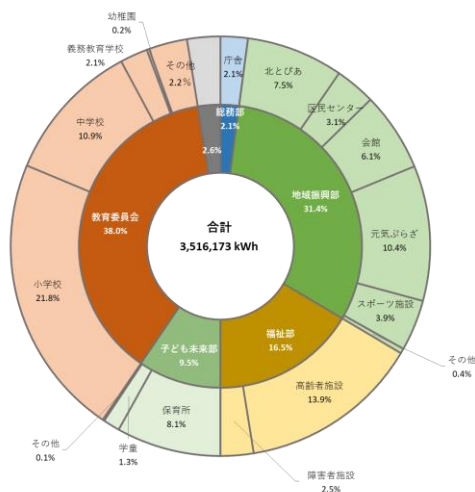


図9 ガス使用量の推移



その他(2.6%)の内訳
 生活環境部（清掃事務所 等）
 まちづくり部（公営住宅 等）

※複合施設については親施設を所管している部局に含んでいます。
 ※四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。
 ※令和6年度より、こども未来部（保育園等67施設）が教育委員会より区長部局へ移管。

図10 ガス使用割合（部局別）

④ エネルギー使用量及び消費原単位(電気・ガス)

エネルギー使用量は 505,209GJ となり、前年度値（改正後の省エネ法^{*1}に基づく値）より 0.3%減少となり、環境活動目標を達成することができました。また、消費原単位^{*2}（敷地面積または延床面積あたりの使用量）の変化は、前年度から 0.7%減の 281.2MJ/m²となり、環境活動目標達成を達成することができました。（図 11）。

前年度からの減少要因としては、区内の公園灯や街路灯の LED 化、滝野川会館や区民センターなどの区有施設に高効率の空調設備導入などの省エネ機器導入が挙げられます。

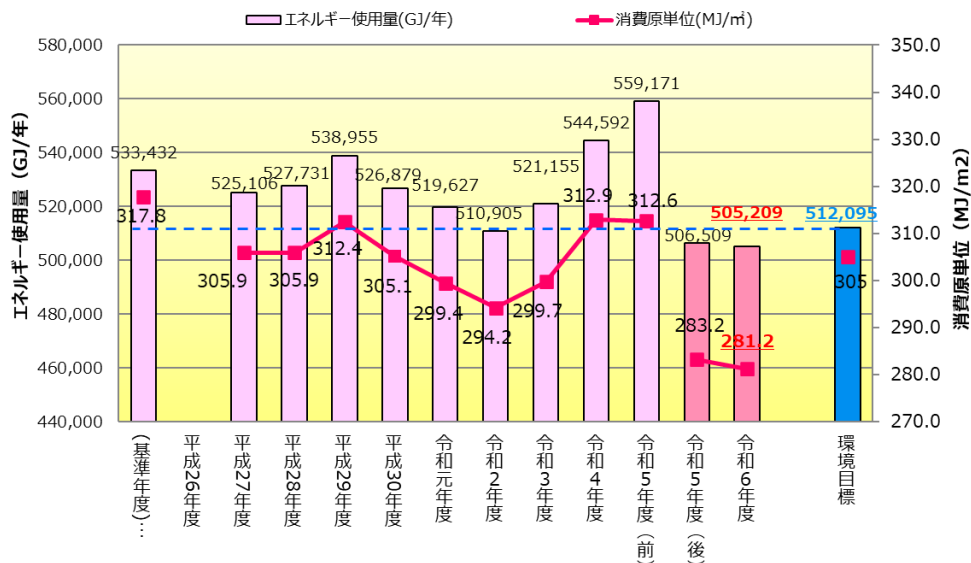


図 11 省エネ法改正前のエネルギー使用量及び消費原単位（電気、ガス）の推移

^{*1} 令和4年度の省エネ法の改正により、「エネルギー」の定義が「非化石エネルギーを含むすべてのエネルギー」に拡大され、電気の一次エネルギー換算係数が火力平均係数 9.76MJ/kW から全電源平均係数 8.64MJ/kW に見直されました。

^{*2} 消費原単位とは、ある単位あたりに使用・消費されるエネルギーなどの量を指します。

上記のグラフは、敷地面積または延床面積 1 m²あたりに使用されたエネルギー量を消費原単位としています。

前年度とエネルギー消費効率を比較する際や、大きさの異なる建物（商業施設やオフィス、家庭など）のエネルギー消費効率と比較する際などに有効な指標となります。

⑤ 燃料使用量及び消費原単位(公用車)

公用車の燃料使用量は前年度より 2.1%減の 4,511GJ となりましたが、環境活動目標達成まで 99GJ (2.2%) 削減が必要です。消費原単位 (公用車 1 台あたりの燃料使用量) については、前年度より 1.4%減少しましたが、目標達成まで 22.7%削減が必要です (図 12)。

令和6年度では、庁有車全体(138 台)の 15.2%(21 台)は低公害車となっており、前年度から 1.5%増加(2 台)しました。前年度からの減少要因としては、低公害車の割合が増えたことや、ガソリンの使用量が全般的に減ったことが挙げられます。

一方で、軽油使用量の増加要因については、堀船中学校の複合施設新築工事に伴い、仮移転先へのバス送迎を目的として、マイクロバス2台を運用した影響が挙げられます。今後も、環境に配慮した庁有車の導入を進め、エネルギー使用量及び消費原単位の削減を目指します。

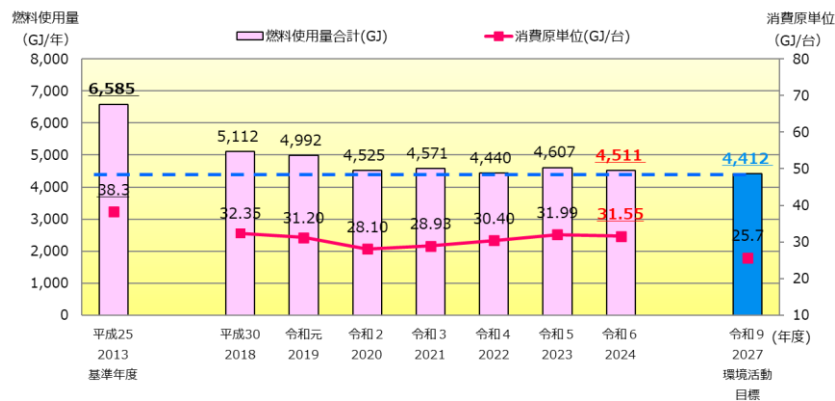


図 12 燃料使用量及び消費原単位 (公用車) の推移

※電気自動車で使用する電気使用量について、平成 25 年度から平成 29 年度までは庁舎の電気使用量と重複するため燃料使用量には含まれていませんが、平成 30 年度以降は庁舎と自動車分を区分して把握を行っています。

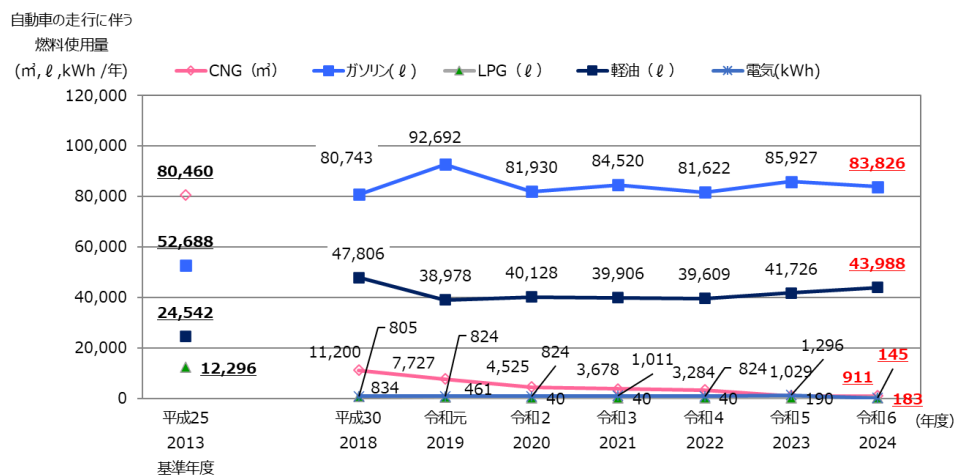


図 13 燃料別使用量の推移

⑥ 水道使用量

水道使用量は約 84 万 m^3 で、前年度値より 2.4%減少し、環境活動目標達成まで 6 万 m^3 (8.0%) 削減が必要です。(図 14)。また、消費原単位 (敷地面積または延床面積 1 m^2 あたりの水道使用量) は、前年度から約 0.01 m^3/m^2 減の 0.47 m^3/m^2 となりました。

前年度からの減少要因として、令和6年度は暑さ指数が31以上の日が多く、運動が原則中止となる目安となったため、プールの中止や公園の利用者減少が影響し、学校や区内公園などの水道使用量が減少したことが挙げられます。今後も引き続き、各学校や区有施設での節水の取組みを推進し、水道使用量の削減を目指します。

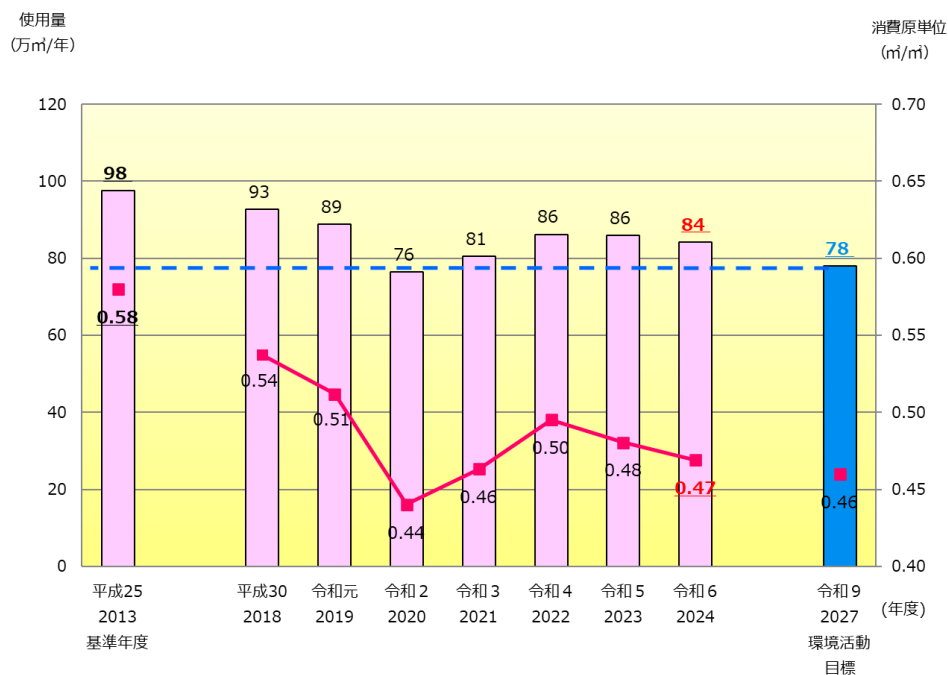


図 14 水道使用量の推移

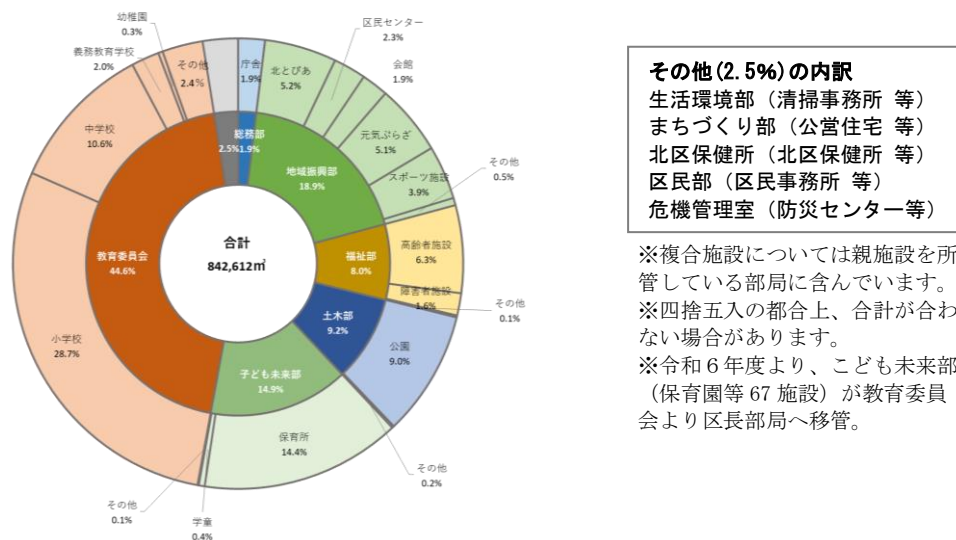


図 15 水道使用割合 (部局別)

⑦ 公共下水道の排水量

公共下水道の排水量は約78万 m^3 で、前年度値より7.4%減少し、環境活動目標を達成することができました。消費原単位（敷地面積または延床面積あたりの排水量）は、前年度より0.04 m^3/m^2 減少し、目標を達成しました（図16）。

前年度からの減少要因として、水道使用量と同様に、プールの中止や公園の利用者減少により、学校や区内公園などの水道使用量が減少したことが挙げられます。今後も引き続き、各学校や区有施設での節水の取組みを推進し、下水排水量の削減に努めていきます。

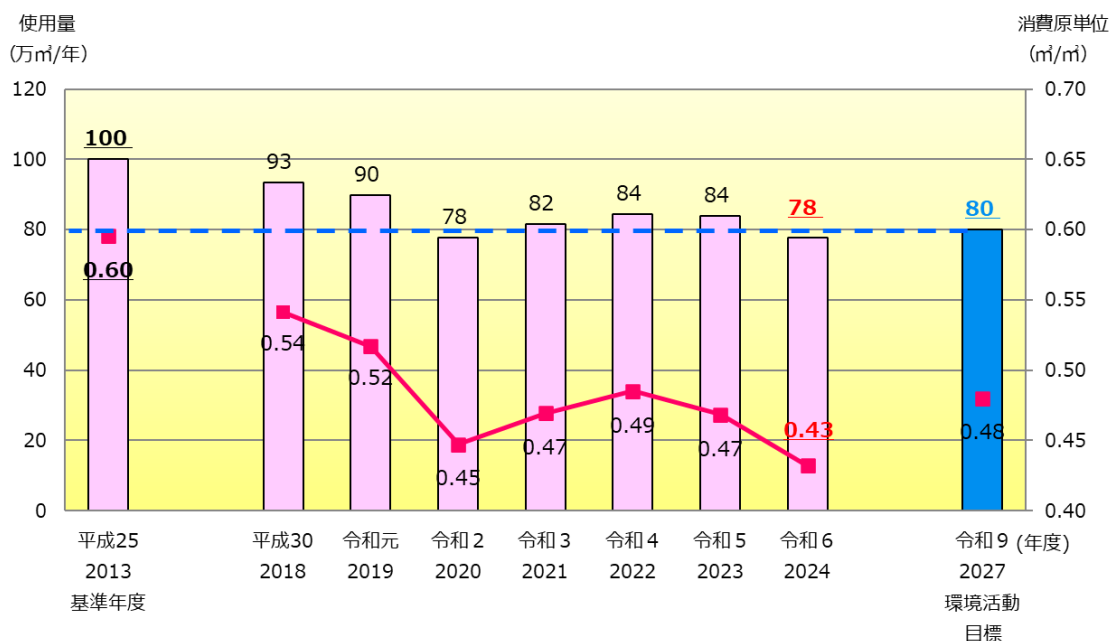


図16 下水道排水量の推移

⑧ 用紙購入量

ここでは、印刷物などを除いた「コピー用紙の購入量」について報告します。

コピー用紙の購入量は 41,050 千枚（A4 換算）で、前年度値より 7.4% 減少し、環境活動目標を達成しました（図 17）。

令和 6 年度は、グループウェアを活用して印刷量を減らす取組みや、きたコンの活用等イベントチラシのデータ配信によるペーパーレス化の動きも見受けられました。今後も WEB 会議用端末の整備や、冊子のデジタル化等を推進していきます。

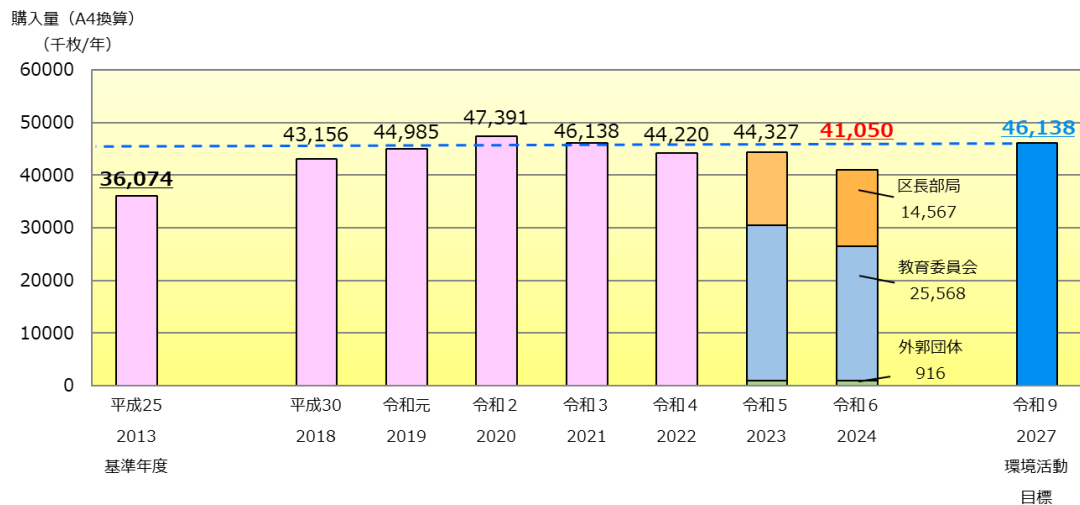


図 17 コピー用紙購入量の推移

※令和 6 年度より、こども未来部（保育園等 67 施設）が教育委員会より区長部局へ移管。

⑨ 廃棄物排出量

可燃ごみの排出量は、前年度値より1.8%増加し、環境活動目標達成まで0.7%削減が必要です（図18）。また、不燃ごみの排出量は、前年度値より7.3%減少しましたが、環境活動目標達成まで13.6%削減が必要です（図19）。

前年度からの可燃ごみの増加要因として、豊島つばみ保育園が令和5年度末で閉園し、それに伴い発生した廃棄物が令和6年度に処理されたことが挙げられます。また、東京都知事選挙および衆議院議員選挙の実施も、可燃ごみの増加に寄与した要因の一つです。

一方で、不燃ごみの減少要因としては、各部署や施設で使用しない備品や消耗品の情報を庁内で共有し、必要な部署で再利用する取組みを進めたことが挙げられます。

目標値より低い値となるよう、リサイクル意識の啓発やリサイクルインフラの整備など、更なる取組みを進めていきます。

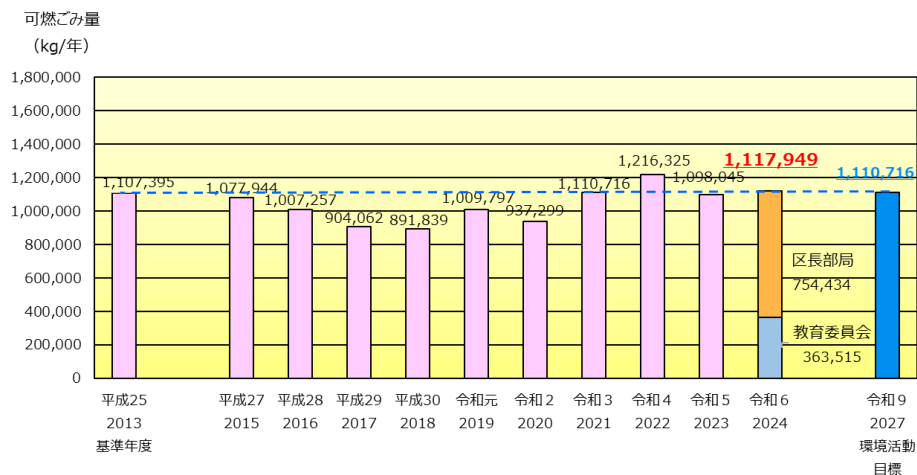


図18 可燃ごみ排出量の推移

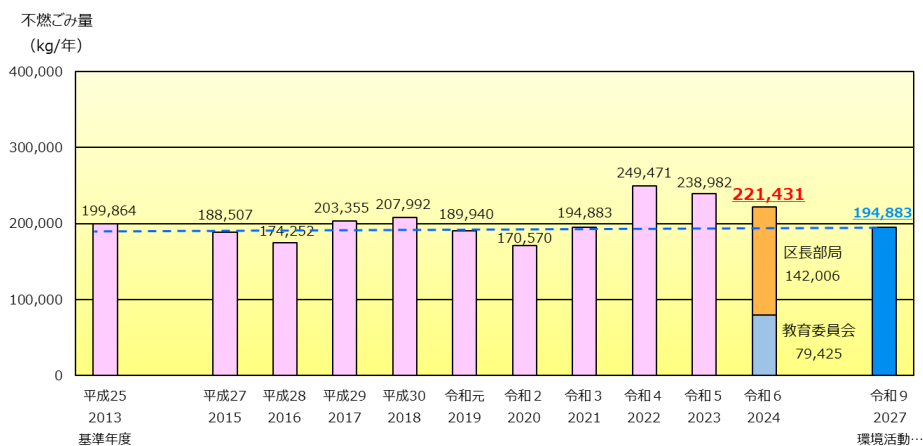


図19 不燃ごみ排出量の推移

※令和6年度より、こども未来部（保育園等67施設）が教育委員会より区長部局へ移管。

3.3.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

① 温室効果ガス排出量

北区の温室効果ガス排出量は、令和4年度において1,148千t-CO₂で、前年度よりCH₄が増加し、CO₂、N₂O、HFCが減少しました。第2次計画基準年度の1,272千t-CO₂に対しては9.7%減となりました。

表5 北区の温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO₂）

年 度	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃	合計
第1次計画 基準年度	1,129	2	11	6	0	2	0	1,150
平成25年度 第2次計画 基準年度	1,211	2	4	55	0	0	1	1,272
平成30年度	1,133	1	4	91	0	0	0	1,229
令和元年度	1,061	2	4	95	0	0	0	1,163
令和2年度	1,058	2	4	97	0	0	0	1,161
令和3年度	1,069	1	4	100	0	1	0	1,174
令和4年度	1,054	2	3	88	0	0	0	1,148

※第1次計画基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は平成7年度の値です。

※平成25年度より地球温暖化係数の大きい三ふっ化窒素（NF₃）が対象ガスに追加されています。

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

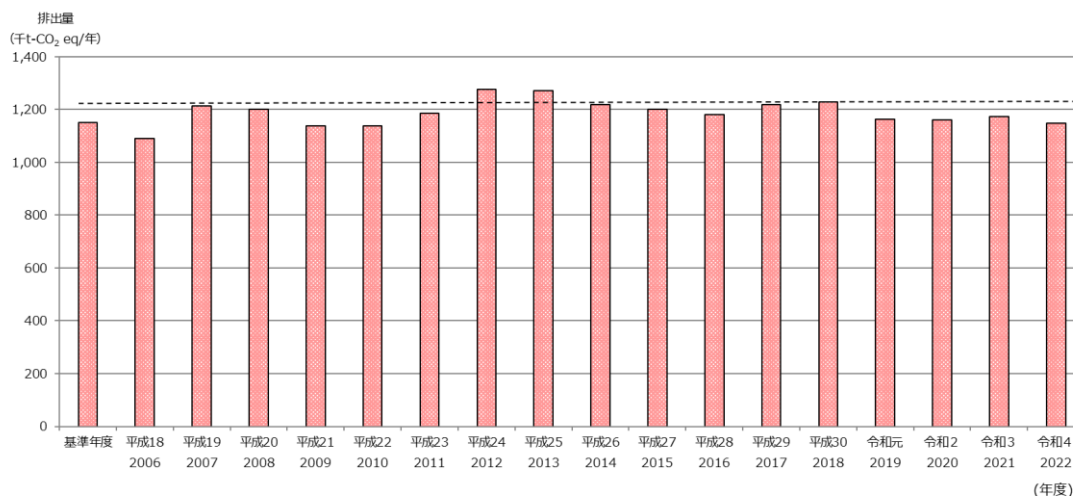


図20 北区の温室効果ガス排出量の推移

※出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料

※第1次計画基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は平成7年度の値です。

② 廃棄物処理

北区の1人1日あたりのごみ排出量（北区が回収していない産業廃棄物及び資源を除く）の推移を図21に示します。また、リサイクル事業の取組みとして、表6に区内の集積所で収集している古紙・プラスチック、資源回収ステーションで回収している缶・びん・ペットボトルの回収量の推移と区民が自主的に取り組んでいる資源回収（集団回収）の回収量を、表7に区内の公共施設などの拠点で回収している紙パック・水銀入り乾電池・廃食油・発泡トレイの回収量の推移を記します。

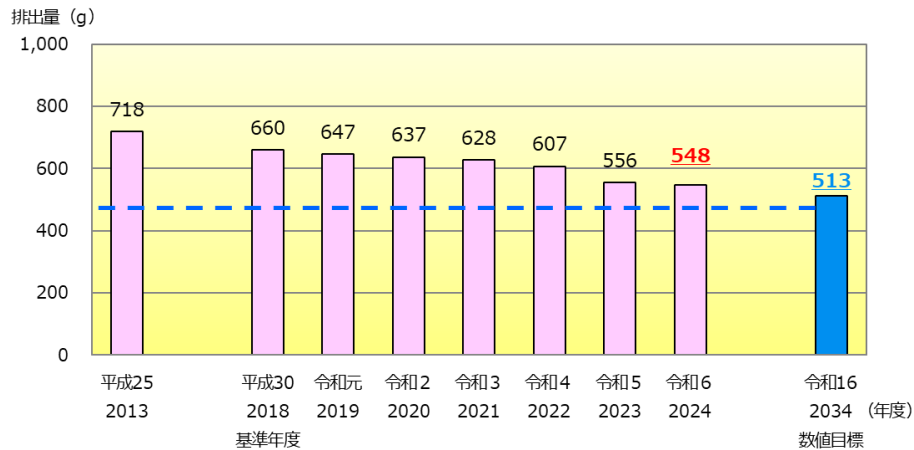


図21 北区の1人1日あたりのごみ排出量
（北区が回収していない産業廃棄物及び資源を除く）の推移

※目標値は、「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」の数値を用いています。

表6 北区の古紙、缶、びん、ペットボトル、プラスチック回収量の推移（トン）

年度	行政回収（集積所・ステーション）						集団回収
	古紙	アルミ缶	スチール缶	びん	ペットボトル	プラスチック	
平成30年度	6,365	358	501	2,602	1,351	-	6,045
令和元年度	6,363	364	509	2,567	1,388	-	5,776
令和2年度	6,729	416	581	2,815	1,496	-	5,105
令和3年度	6,684	407	568	2,723	1,537	-	5,388
令和4年度	6,461	374	523	2,582	1,547	250	4,955
令和5年度	6,427	361	505	2,487	1,610	1,995	4,567
令和6年度	6,204	353	492	2,406	1,639	2,169	4,491

※プラスチック回収はR4.10から滝野川地区のみで実施。R5年度より区内全域で実施。

表7 北区の紙パック、水銀入り乾電池、廃食油、発泡トレイ、古布回収量の推移（kg）

年度	行政回収（拠点）				
	紙パック	水銀入り乾電池	廃食油	発泡トレイ	古布
平成30年度	16,970	0.0	2,360	2,200	103,600
令和元年度	16,030	0.0	2,500	2,480	105,900
令和2年度	14,600	0.0	2,880	2,850	106,600
令和3年度	14,690	0.0	2,550	2,900	120,500
令和4年度	13,370	0.0	2,380	2,680	116,900
令和5年度	11,880	0.0	2,140	2,280	111,200
令和6年度	11,720	0.0	2,120	2,230	110,000

③ 緑の保全と創造

北区における緑の保全と創造に関する取組みとして、図 22 に緑被率の推移及び目標値、表 8 に緑化実績の推移を記します。

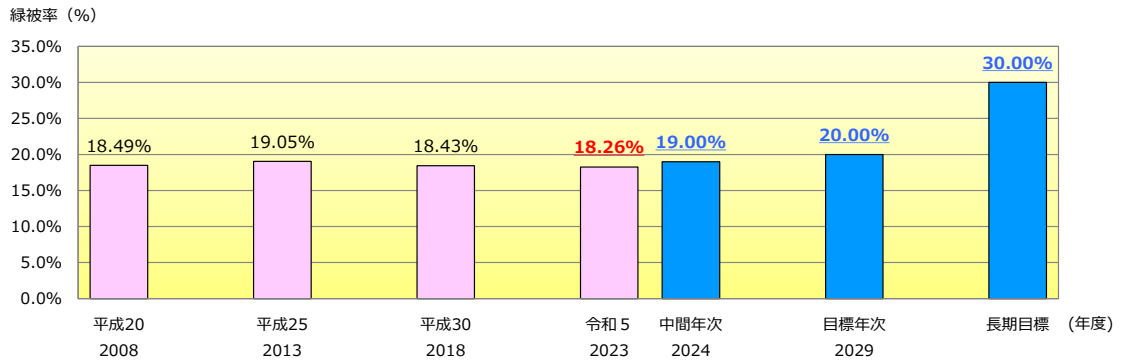


図 22 北区の緑被率の推移

※目標値は、「北区緑の基本計画 2020」の値を用いています。

表 8 北区の緑化実績 (単位 : m²)

年度	民間			公共			合計		
	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積
平成 30 年度	180,462	73	21,029	87,780	14	19,260	268,242	87	40,289
令和元年度	165,895	71	19,653	41,615	7	13,476	207,510	78	33,129
令和 2 年度	109,570	58	14,241	36,184	13	6,284	145,754	71	20,525
令和 3 年度	140,800	43	16,834	68,336	10	9,258	209,136	53	26,092
令和 4 年度	187,616	51	39,326	65,460	18	10,120	253,076	69	49,446
令和 5 年度	102,792	57	11,214	77,478	14	11,768	180,270	71	22,982
令和 6 年度	167,555	52	17,947	49,857	14	7,855	217,412	66	25,802

※敷地面積は 300 m²以上の土地（敷地）で開発・建築等が行われる面積を指します。件数は、事業者から提出された緑化計画書の件数であり、緑化面積は緑化計画書に基づき、植栽などの緑化が行われた面積を指します。

3.4 職員環境研修

北区環境マネジメントシステムを円滑に運営するため、表9に示す研修を開催しました。

表9 職員環境研修実績

開催日	対象者	参加人数	研修テーマ
令和6年 4月19日	主任職員	57人	・北区環境マネジメントシステム及び環境関連法規等について
令和6年 5月10日	新任職員	153人	・北区環境マネジメントシステムについて
令和6年 5月13日 令和6年 5月17日	EMS推進員	131人	・北区環境マネジメントシステム及び環境関連法規等について ・EMS推進員の役割 ・環境活動報告書の書き方
令和7年 1月15日～ 令和7年 1月31日※	係長昇任前職員	47人	・北区環境マネジメントシステムについて

※係長昇任前職員については、オンライン開催

3.5 環境マネジメントシステム内部監査の実施

表10に示す部署を対象として内部監査を実施しました。監査対象部署が自校・自部署の環境経営目標や計画・取組実績を発表し、質疑応答を行った上で、監査実施部署が環境活動の適切性や妥当性・有効性について評価を行いました。監査の結果、不適合となった項目はなかったほか、監査実施部署から「環境活動報告書の提出時期であるため、参考となった。」、「学校によって実態が異なるため、目標を立てる際に何ができるか、どのように教育とつなげるのか、十分に検討することが大切だと感じました。」、「地球温暖化を止めるために、意識を環境問題に向けるために大切な取組であることを感じます。」といった感想が出ました。



写真 令和6年度の内部監査風景

表 10 内部監査実績

区分	実施日	監査対象部署	監査実施部署（監査員）
学校・園	令和6年 8月9日～ 9月16日※	八幡小学校／ 浮間小学校／ 西浮間小学校 ／赤羽台西小 学校	《外部審査受審校》十条小学校／としま若葉小学校／西が丘小学校 《小学校》滝野川小学校／滝野川第二小学校／滝野川第三小学校 ／滝野川第四小学校／ 滝野川第五小学校／西ヶ原小学校／谷端小学校／田端小学校／滝 野川もみじ小学校 《中学校》田端中学校／滝野川紅葉中学校／飛鳥中学校 《幼稚園》たきさん幼稚園
園・学校 以外	令和6年 10月10日	子ども未来課 ／滝野川清掃 庁舎	広報課／高齢福祉課／介護保険課／戸籍住民課／土木管理課／学 校支援課／教育指導課／北区清掃事務所／生活衛生課／保健予防 課

※学校・園については、書面開催。

4 目標達成に向けた北区役所の取組み

4.1 各課で設定した環境経営目標の達成状況

各課、各施設で設定した環境経営目標・計画は、四半期に一回、PDCA サイクルに基づく実績評価を行っています。令和6年度の評価結果は、図23に示すとおりです。

評価結果の内訳は、B評価が70%と最も多く、次いでA評価が25%、C評価が5%でした。今後も、環境経営目標の達成に向けた取組みを継続的に進めていきます。

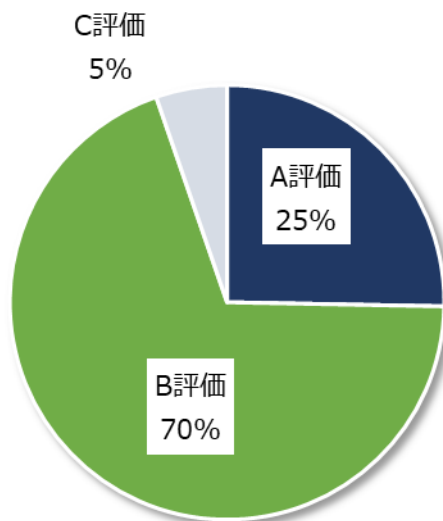


図 23 環境経営目標の達成状況

※ 目標に対する評価の目安は次のとおり

A・・・目標達成率 100%、B・・・目標達成率 50%以上 100%未満、C・・・目標達成率 50%未満

4.2 自らの事業活動に伴う環境負荷削減のための取組み

区の職員が自ら行うエコオフィス活動（省エネ・省資源）に関する計画内容、取組実績、評価について、以下に主な取組みを記します。

●部署名																			
土木部 道路公園課																			
●計画内容																			
・ 全部の公園灯をLED化し、電気使用量の削減を図る。 ・ 緑のリサイクル（剪定枝や伐採樹木を活用した木材チップ及び腐葉土の培養作成）を継続する。																			
●取組実績	個別結果																		
○第1四半期： 235,852 kWh（目標：260,000 kWh 以下）	◎																		
○第2四半期： 292,682 kWh（目標：340,000 kWh 以下）	◎																		
○第3四半期： 241,181 kWh（目標：270,000 kWh 以下）	◎																		
○第4四半期： 214,662 kWh（目標：260,000 kWh 以下）	◎																		
○通年： 984,377 kWh（目標：1,130,000 kWh 以下） 13.6%削減	◎																		
1200000 1000000 800000 600000 400000 200000 0 電気使用量 (kWh) 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期 合計 電気[使用量] [目標(上限値)] 電気[使用量] <table><thead><tr><th>区分</th><th>電気[使用量]</th><th>電気[目標(上限値)]</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1四半期</td><td>235,852</td><td>260,000</td></tr><tr><td>第2四半期</td><td>292,682</td><td>340,000</td></tr><tr><td>第3四半期</td><td>241,181</td><td>270,000</td></tr><tr><td>第4四半期</td><td>214,662</td><td>260,000</td></tr><tr><td>合計</td><td>984,377</td><td>1,130,000</td></tr></tbody></table>		区分	電気[使用量]	電気[目標(上限値)]	第1四半期	235,852	260,000	第2四半期	292,682	340,000	第3四半期	241,181	270,000	第4四半期	214,662	260,000	合計	984,377	1,130,000
区分	電気[使用量]	電気[目標(上限値)]																	
第1四半期	235,852	260,000																	
第2四半期	292,682	340,000																	
第3四半期	241,181	270,000																	
第4四半期	214,662	260,000																	
合計	984,377	1,130,000																	
●評価																			
前年度に引き続き、令和6年度に公園灯ランプのLED化を推進し、すべての公園灯ランプのLED化を完了した。これにより、電気使用量が大幅に減少し、電気使用量削減目標を達成することができた。 翌年度以降は公園トイレや公園事務所のLED化を実施していく。	A																		

●部署名

まちづくり部 まちづくり推進課

●計画内容

- ・ 会議時の配布資料について両面印刷を原則とし、必要部数の確認、印刷内容の精査により配布紙資料の削減を図る。電子化による資料保存、説明時にパワーポイント等の活用を図り不必要な紙の使用を控える。

●取組実績

個別結果

○第1四半期：紙の購入量 31,000 枚（目標：32,000 枚以下）

◎

○第2四半期：紙の購入量 34,000 枚（目標：38,000 枚以下）

◎

○第3四半期：紙の購入量 33,250 枚（目標：32,000 枚以下）

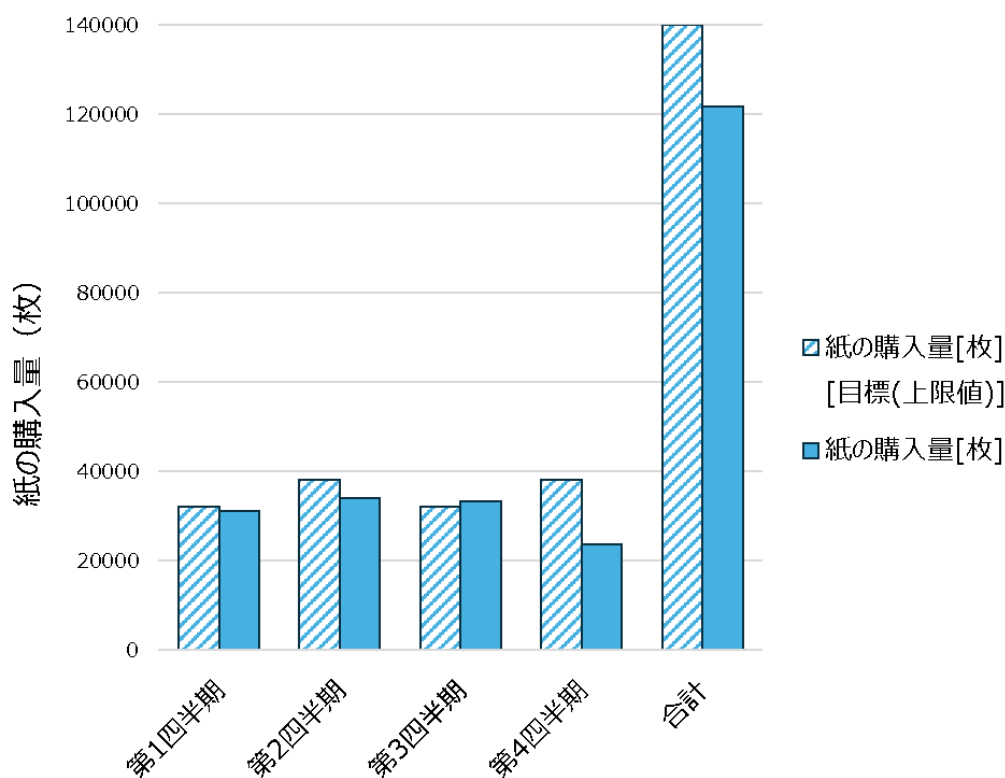
△

○第4四半期：紙の購入量 23,500 枚（目標：38,000 枚以下）

◎

○通 年：紙の購入量 121,750 枚（目標：140,000 枚以下） 13.0%削減

◎



●評価

単年度目標である「紙購入量(A4 換算)140,000 枚以下を下回るようにする。」を達成することができた。日常の業務で、配布資料の両面印刷、必要部数の確認、印刷内容の推敲による印刷紙資料の削減が徹底されてきた。今後も継続して、電子化による資料保存の徹底、説明時のパワーポイントの活用等を図ることにより、さらなる紙購入の削減に努める。

A

4.3 地域の環境の保全・創造に向けた取り組み

エコオフィス活動だけでなく、温暖化防止対策や廃棄物の発生抑制等、地域環境に関わる各種の施策、事業について、以下に主な取り組みを記します。

4.3.1 各部署における取り組み

●部署名	
地域振興部 滝野川東地域振興室	
●計画内容	
・ 青少年事業参加者数、青少年事業に係る廃棄物排出量	
●取組実績	
・ 青少年事業がさまざまな時期に開催されるため、各事業実施に向けた過程を、段階に分けて具体的に取り組む。 ・ ごみの分別及び持ち帰りを徹底する。 ・ 次年度に向け、魅力的な事業内容及び環境に配慮した事業計画をたてる。 ・ 事業実施に伴い発生したゴミ等は持ち帰りを原則とし、分別を徹底するよう周知する。 ・ 青少年健全育成懇談会については、会議資料を見直し、経費・数量を最小限にするよう努める。	
●評価	
・ 夏休み前に青少年健全育成懇談会を実施し、学校、警察、PTA、自治会等で実施する行事について、PRを行った。廃棄物削減については、会議等で協力依頼を行った。 ・ 今後も最大の効果を発揮できるよう、随時、事業の見直しや廃棄物削減等に係るPR活動を行っていく。	A

●部署名	
豊島保育園	
●計画内容	
環境学習を通じてエネルギーや資源の大切さを子ども達に分かりやすく知らせていく。	
●取組実績	
- 手洗い、うがいの時や色水遊び等で水を使用する際に水の量を知らせ、大切に使うようにした。 - 幼児クラスでサツマイモやカボチャ、ナス等の栽培を行った。給食で食べられる量を自分で考えて減らしたり、おかわりしたりした。 - 空き箱、トイレットペーパーの芯など家庭にも協力してもらい集めた再利用物を使い、制作や玩具づくりを行った。 - ゴミの分別やリサイクルの大切さを知らせていく。	
●評価	
- 今年度は外部にごみの分別リサイクルについて教えていただく機会を設け、職員ではない他の方から教えていただいたので、また違った体験ができた。 - 今後も再利用品を使って遊ぶ中でもものを大切にすること等を知らせていく。 - 環境学習についてはゴミの分別やリサイクルなど子どもたちにとって身近なものから意識できるようにしていきたい。	A

●部署名	
王子桜中学校	
●計画内容	
- 生徒会と園芸ボランティア部の共催によるボランティア活動を通して環境教育を進めていく。 - 持続可能な環境保全やエネルギー使用削減についての認識を高める。	
●取組実績	
- 園芸ボランティア部と美化委員会との共催による校内ゴミ0運動 - 文化祭にて環境教育について紙面発表 - エコキャップ回収 21000 個（ワクチン 21.5 人分）	
●評価	
- 今年度も生徒会本部と園芸ボランティア部が連携し校内美化活動や屋上菜園等のボランティア活動が一般生徒・保護者を巻き込んで実践できた。 - 園芸ボランティア部と美術部、家庭科部、美化委員会と連携した活動や王子東児童館へのボランティア活動、子ども食堂への寄付、菜園で育てた野菜を王桜マルシェとして販売し収益をNPOボランティアプラザへ寄付する等のボランティア活動が継続・発展できた。	A

4.3.2 保育園、幼稚園、児童館における環境教育活動

○主な活動内容

- ・ 清掃事務所の方からリサイクルについて教えてもらう。また、園から出るシュレッダーごみに、水とのかを混ぜ紙粘土を作る。捨てられてしまうごみもこうして手を加えれば作品になることを体験し、楽しくリサイクルについて学んだ。

(浮間保育園)



浮間保育園

- ・ 水、電気、紙など限りある資源を大切に使うことについて指導し、自分でできることに気付いて実践できるようにした。野菜の栽培を通し、植物を大切に育てる気持ちを育み、自然環境への興味・関心を高めた。

(たきさん幼稚園)



たきさん幼稚園

- ・ 種まき・水やりをして育てた野菜を収穫し、喜びを味わった。また、リサイクル制作やリサイクル玩具を通して、楽しみながら資源を大切にする意識を高めた。

(神谷子どもセンター)



神谷子どもセンター

○評価・感想

- ・ スチール缶は新幹線になることや牛乳パックはトイレトペーパーになること等、様々な物に生まれ変わることを教えてもらい、子どもたちは興味を持ちながら話をよく聞いていた。ごみだと思っていたものがほとんどリサイクルされることを知り、分別の大切さを感じた。物を大切にする心、意識が少し生まれたと思う。大事な地球を守るために、ひとりひとりができることを分かりやすく、来年度もいろいろなテーマを決めて行い、知らせていきたい。(浮間保育園)
- ・ 節電や節水に心がけることについて、幼児に分かるような掲示物を掲示するとともに、こまめに教師が声をかける様子が見られ、幼児の意識化が図れたと考えられる。紙の削減やごみの分別についても、意識して紙を無駄なく使用し、正しい分別を行うようになってきている。リサイクルの意識がもてるよう今後も引き続き指導していきたい。環境教育については、1年を通して親子で野菜を育てた。季節の野菜を栽培し、収穫することで、野菜の成り立ちについて学ぶとともに、手をかけて育てるからこそおいしい野菜が食べられるという食育につながった。(たきさん幼稚園)
- ・ 植物を育て、収穫する喜びを味わえる機会は神谷子どもセンターの活動の特色の1つともいえるため、来年度も実施していきたい。廃材を利用した工作は資源を大切にすることを育てる良い機会となった。(神谷子どもセンター)

4.3.3 小学校における環境教育活動

○主な活動内容	
・ 近隣神社の清掃や壁面緑化の苗植えから観察、収穫までを行った。また、バケツで稲づくりをし、稲刈りまで行った。(堀船小学校) ・ 近隣の公園に花を植えて育てることによって、環境保全に貢献する意識を高めた。また、全学年がエコキャップ(ペットボトル)の収集を行った。(第四岩淵小学校) ・ 「きれいにさいてね わたしのはな」では、植物の種をまき、育てることによって、植物の成長に気付き、継続して世話をできるようにした。「あたたかさとしき物」では、ヘチマやゴーヤの苗を植え、育て方を学んだ。(滝野川第三小学校)	
○評価・感想	
・ 地域の方や外部講師との交流も図りながら、環境学習に積極的に取り組むことができた。これからも地域の方々と協力を図りながら、さらなる環境学習の充実に取り組んでいく。(堀船小学校)	
・ 近隣の自然環境や保育園との栽培交流など、環境を活かして教育活動を推進することができ、児童の環境に対する興味や関心が高めることができた。(第四岩淵小学校)	
・ 校舎の壁面を利用したグリーン・カーテンの取組みを通して、ヘチマやゴーヤの成長の様子、環境に配慮した実践を学ぶ機会に恵まれている。また、校庭のビオトープでは一年中、自然に触れて、花や昆虫や生き物との関わりをもつことができ、授業だけでなく休み時間等にも子供たちが観察している様子が多く見られる。次年度も、安全に活動できる場所が保証されている環境を活かし、児童の様々な興味・関心を引き出し、学習活動につなげていく。(滝野川第三小学校)	堀船小学校 第四岩淵小学校

4.3.4 中学校、義務教育学校における環境教育活動

○主な活動内容	
・ 生徒会で「SDGs」に関する取組を行い、リサイクル運動やエコキャップ運動を行っている。また、毎日の放送で、ごみの分別などの環境整備に関する呼びかけを行った。(稲付中学校) ・ エネルギー消費削減対策(節電・節水等)やリサイクルの推進、各教科内での環境教育を実施した。(田端中学校)	
○評価・感想	
・ 教科・領域を通じて、計画的に環境教育を進めることができている。今後の課題として、ICT教材等を活用し、生徒が主体的に活動する体験的な学習を取り入れる工夫が必要である。(稲付中学校) ・ エネルギー消費削減について教科を通して節電・節水の大切さを学ぶとともに、実践について授業を展開することができた。今後、生徒が自主的な学びとなるような授業を工夫して行っていきたい。(田端中学校)	

4.3.5 北区における森林環境税及び森林環境譲与税の使途状況

森林環境譲与税は、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。北区では、当面、ゼロカーボンシティの実現及び子どもが木材に親しむ環境づくりに寄与する事業に優先して充当することとし、木材利用の促進や普及啓発を推進しています。

- 令和6年度交付額：40,389,000円
- 令和6年度活用事業：木造公共建築物等の整備・内装木質化、地球温暖化・森林整備に関する環境学習

令和6年度は、十条駅西口地区第一種市街地再開発事業に伴う公益施設の整備において、親しみのある木質空間を目指し、公共施設「ジェイトエル」の内装材や什器に効果的に木材を取り入れ、老若男女を問わず、誰もが心地よく感じられる憩いの場を実現いたしました。

高層本棚やチルドレンスペースの机・椅子にも木材をふんだんに使用し、視覚的にも触覚的にも木の温もりを感じられるよう工夫しました。



(チルドレンスペース)



(ラウンジ)

また、区内在住、在学の小学校5・6年生を対象に、連携先自治体である群馬県中之条町及び北海道清水町において、子どもたちが木材や森林環境に親しみを持てるよう森林体験学習を実施いたしました。さらに北海道清水町が販売するJークレジットを北区が購入し、北区の二酸化炭素排出量と相殺するカーボン・オフセットを実施しました。

- Jークレジット購入量（清水町）：375t-CO₂



(植樹の様子)



(間伐体験の様子)

5 環境コミュニケーション

北区では、区民や事業者等が環境に配慮したライフスタイル・事業活動への転換を図っていくための資料として、区内の環境に関する現況やデータをまとめた「北区の環境」を毎年発行・公表しています。

また、区民の方々から寄せられる公害や空地の雑草除去等、環境に関する要望や苦情の対応を行っております。受付件数は「北区の環境（令和6年度実績）」に掲載しています。

● 北区の環境（令和6年度実績）

<https://www.city.kita.lg.jp/dev-environment/environment/1009954/1009888.html>

6 区の事務事業にかかわる不適合の有無

区の事務事業に関わる主要な環境関連法規の一部を表11に示します。北区役所では、事務事業に関わる環境関連法規の遵守状況を、各部署・施設で定期的に確認しています。

また、内部監査では、不適合となる項目の有無（環境関連法規の遵守状況を含む）を確認しています。令和6年度は年間を通じて不適合となる項目はありませんでした。

北区役所の事業者としての活動における環境関連法規の訴訟は、現在ありません。

表11 区の事業に関わる主要な環境関連法規（一部）

法 令 名	評価
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	○
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	○
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	○
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	○
大気汚染防止法	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	○
毒物及び劇物取締法	○
水質汚濁防止法	○

7 区長による環境マネジメントシステムの評価と見直し

令和6年度の北区環境マネジメントシステムの取組みに対する区長による評価と見直し内容は以下のとおりです。

7.1 前回の見直し指示への取組結果

令和6年度も、新任職員研修、主任研修、係長昇任前研修と幅広い職層の研修において環境研修を実施しました。また、EMS推進員研修は集合形式で開催し、SDGs（持続可能な開発目標）や気候変動適応策等、環境に関する基本的な事項について学ぶとともに、環境基本法をはじめ環境に関する自治体の施策の基本となる法令の解説、EMS推進員としての役割等の周知を図りました。さらに、北区ゼロカーボンシティ宣言の表明や北区環境経営方針の改定に触れ、自治体経営に環境の視点を取り入れて日々の業務に取り組むように、意識啓発を行いました。そのほか、目標未達成項目については、全庁に周知を図り状況の改善に努めました。また、北区ゼロカーボンシティ宣言の表明を踏まえ、脱炭素社会に向け、令和5年度を始期とする「北区環境基本計画 2023」及び「北区役所ゼロカーボン実行計画」に基づき、環境に関する社会情勢の急速な変化に対応するための取組みを進めました。

7.2 令和6年度取組結果の評価

令和6年度の区役所全体における温室効果ガス総排出量は 1,852 万 kg-CO₂ となり、基準年度（平成 25 年度）比 31.9%減、前年度比 9.1%減となりました。前年度からの減少要因としては、公園灯や街路灯に LED を導入したこと、滝野川会館や区民センターなどの区有施設に高効率の空調設備を導入したことなど、省エネ機器導入の推進が挙げられます。また、令和7年度から温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が変更となり、従来の基礎排出係数に非化石電源調整が加えられたため、算出方法が変わったことも影響しています。

一方で、滝野川第四小学校などの校舎リノベーション工事、北とびあなどの区民施設の利用者増加、さらに平均気温の上昇など気候変動に伴う影響として、那須高原学園の空調設備導入や学校や福祉施設などの空調設備使用時期が長くなったことで増加している事例もあります。今後も、施設での再エネ電力の導入促進など、事業活動における環境負荷の低減に向けた取組みを一層進めていきます。

用紙類に関して、グループウェアを活用して印刷量を減らす取組みや、きたコンの活用等イベントチラシのデータ配信によるペーパーレス化の動きも見受けられ、前年度より 7.4%減となりました。今後も、WEB 会議用端末の整備や、冊子のデジタル化等を進めていきます。

令和6年度は、2050 年カーボンニュートラルを見据え新たに策定した「北区役所ゼロカーボン実行計画」（令和 5（2024）～令和 9（2029）年度）の環境活動目標である温室効果ガス排出量基準年度比 42.0%減の 1,577kg-CO₂ の達成を目指し、取組みを進めました。今後も、「北区役所ゼロカーボン実行計画」の目標値達成を目指し、より一層の削減に取り組んでまいります。なお、目標未達成となった項目については、改善に向けて今一度取組みの周知と徹底を行います。

7.3 今後の対応事項の指示

～2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて～

- ・新たに策定した「北区環境基本計画 2023」に基づき、さらなる施策の強化・充実に向け取り組むこと。
- ・北区役所ゼロカーボン実行計画（令和 5（2023）～令和 9（2027）年度）に基づき、電気・ガス・公用車燃料・上下水の使用量削減、用紙類購入量・廃棄物排出量の抑制に関する数値目標の達成や、再生可能エネルギー電力・環境に配慮した庁有車の導入推進に向けて、全庁的に取り組みを進めること。
- ・目標達成の可否や増減等について、各職場にフィードバックを行うとともに、今後の取り組みに生かすよう努めること。
- ・区有施設の修繕・改修や新築時に、可能な限り省エネ設備・機器類の導入を推進して、環境に配慮した区有施設の整備を推進すること。
- ・各職場において EMS 推進員が中心となり、日々の業務において省エネルギー・省資源の取り組みは意識を下げることなく継続するとともに、ICT の活用等による業務の効率化や、適切な施設管理を行うこと等、環境に関する取り組みを行うことで職員が働きやすい職場環境づくりにつながるよう努めること。
- ・北区環境経営方針に従って、DX の活用等、自治体経営に環境の視点を取り入れながら区民の満足度と利便性の向上に取り組むこと。

令和 7 年 11 月 やまだ 加奈子

刊行物登録番号

7－3－051

北区環境活動レポート令和6年度版

発行	東京都北区 生活環境部 環境課
環境管理責任者	生活環境部長 錢場 多喜夫
事務局	生活環境部 環境課

東京都北区王子一丁目12番4号 TIC 王子ビル2階

電話：03-3908-8603（ダイヤルイン）

FAX：03-3906-8474